

供給約款変更認可申請書

平成24年11月27日

九州電力株式会社

供給約款変更認可申請書

客 営 料 第 17 号
平成 24 年 11 月 27 日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社

代表取締役 瓜 生 道 明
社 長

電気事業法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変 更 の 内 容	別紙 電気供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	平成 25 年 4 月 1 日

別紙

電 気 供 給 約 款

平成25年4月1日 実施

九州電力株式会社

電 気 供 給 約 款

目 次

総 則	1
1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4
契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	9
契約種別および料金	10
14 契 約 種 別	10
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	13
17 臨 時 電 灯	19
18 公 衆 街 路 灯	23
19 低 圧 電 力	28

20	臨時電力	32
21	農事用電力	33
	料金の算定および支払い	38
22	料金の適用開始の時期	38
23	検針日	38
24	料金の算定期間	39
25	使用電力量の計量	39
26	料金の算定	41
27	日割計算	42
28	料金の支払義務および支払期日	42
29	料金その他の支払方法	44
30	延滞利息	46
31	保証金	46
	使用および供給	49
32	適正契約の保持	49
33	力率の保持	49
34	需要場所への立入りによる業務の実施	49
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	50
36	供給の停止	51
37	供給停止の解除	52
38	供給停止期間中の料金	52
39	違約金	53
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	53
41	制限または中止の料金割引	54
42	損害賠償の免責	55
43	設備の賠償	55

契約の変更および終了	56
44 需給契約の変更	56
45 名義の変更	56
46 需給契約の廃止	56
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	57
48 解約等	59
49 需給契約消滅後の債権債務関係	60
 供給方法および工事	61
50 需給地点および施設	61
51 架空引込線	62
52 地中引込線	63
53 接続引込線等	64
54 中高層集合住宅等への供給方法	65
55 引込線の接続	65
56 計量器等の取付け	65
57 電流制限器等の取付け	67
58 専用供給設備	67
 工事費の負担	69
59 一般供給設備の工事費負担金	69
60 特別供給設備の工事費負担金	71
61 供給設備を変更する場合の工事費負担金	72
62 特別供給設備等の工事費の算定	73
63 工事費負担金の申受けおよび精算	74
64 臨時工事費	76

65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	76
	保 安	78
66	保 安 の 責 任	78
67	調 査	78
68	調 査 等 の 委 託	78
69	調査に対するお客さまの協力	79
70	保安に対するお客さまの協力	79
71	検査または工事の受託	80
72	自家用電気工作物	80
附 則		81
別 表		131

総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契 約 負 荷 設 備

契約上利用できる負荷設備をいいます。

(7) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上利用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上利用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下

第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当

するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，次の場合を除き，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 53（接続引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上，経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）

が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	1 3 6 円 5 0 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 3 1 円 0 0 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 2 4 円 4 5 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 1 3 円 4 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 1 3 円 4 5 銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

八 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 3 4 円 1 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 5 2 円 8 0 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 6 円 4 0 銭

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。

(ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500円を上回る場合は、別表 2

(燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	305円55銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円05銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2

線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

二 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	283円50銭
契約電流15アンペア	425円25銭
契約電流20アンペア	567円00銭
契約電流30アンペア	850円50銭
契約電流40アンペア	1,134円00銭
契約電流50アンペア	1,417円50銭
契約電流60アンペア	1,701円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円05銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円59銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円37銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	305円55銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するも

のに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気

機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 8 3 円 5 0 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 0 5 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 5 9 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 3 7 銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で

表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円72銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円44銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円44銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	134円40銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	134円40銭

二 その他

- (イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27円10銭
-------------	--------

二 その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 7 円 1 0 銭
-------------	-------------

ハ その他

- (イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，

出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりとしたします。

1 契 約 に つ き	4 7 円 2 5 銭
-------------	-------------

(ロ) 電 灯 料 金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとしたします。

20ワットまでの1灯につき	1 2 3 円 9 0 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 0 7 円 9 0 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2 9 2 円 9 5 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 6 0 円 9 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4 6 0 円 9 5 銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 1 1 円 0 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 1 8 円 1 5 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 5 9 円 6 0 銭

八 そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 5 7 円 2 5 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 6 円 5 2 銭
-------------	-------------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	2 8 6 円 6 5 銭
-------------	---------------

ホ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気

方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	966円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	16円93銭	15円25銭

八 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均して算出した値が，85パーセントを上回る場合（4口により契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント，取り付けられていないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

二 そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することは

できません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	191円10銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

八 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものとしたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし，その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

契約電力1キロワットにつき

640円50銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，

夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	1 2 円 3 6 銭	1 1 円 2 8 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

二 そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（脱穀調整需要）

イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が，5キロワット以下の場合は定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は，1年につき次によって算定された金額および別表1（再

生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金 (最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。) を下回らないものとしたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭 3,651.90	円 銭 5,213.25	円 銭 8,337.00	円 銭 11,460.75	円 銭 14,584.50	円 銭 17,708.25
30日を超える 1日につき	円 銭 29.51	円 銭 59.01	円 銭 118.02	円 銭 177.03	円 銭 236.04	円 銭 295.05

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19 (低圧電力) (5)イおよびロによって算定された金額 (電気を使用する場合のものとしたします。) の10パーセントを割増ししたものならびに別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均

燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

八 そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、電気の供給をしゃ断する装置は、56（計量器等の取付け）

(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針することがあります。この場合、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえた

とき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日

における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23(検針日)(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23(検針日)(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
 - (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表1〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、

さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引

き落とされたとき。

- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
- なお、当社は、前受金について利息を付しません。
- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。
- なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始も

しくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客様の支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客様の都合によって保証金をお返しできなかった場

合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当

社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客様が発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止すること

があります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客様については、停止期

間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客様が36（供給の停止）(3)口からへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客様に電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湯水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A ，従量電灯 B ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または

臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

□ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

□ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容

量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合に

は、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

お客様の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものいたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客様と当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込小柱を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客様への引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる

撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたは口の最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

口 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

口 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行

ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、

当社の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，計量器，その付属装置および区分装置は，原則として屋外に取り付けます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行っていただくことがあります。

- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は，計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とする

ことがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,255円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	25,935円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。

この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長 = 架空配電設備の工事こう長 -

(地中配電設備の無償こう長 - 地中配電設備の工事こう長)

× 架空配電設備の無償こう長
地中配電設備の無償こう長

(6) 次の言葉は、(工事費の負担)においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地

点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) （工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

- (1) お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客様への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客様の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客様との電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器等の取付け）

によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

- (1) 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。

- (3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で，その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事

費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

- (ロ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合
- 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。
- (イ) 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。） ，電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - (ハ) その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。
- なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。
- また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお

客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

(1) 17(臨時電灯)または20(臨時電力)によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59(一般供給設備の工事費負担金)、60(特別供給設備の工事費負担金)および61(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 臨時工事費の精算は、63(工事費負担金の申受けおよび精算)(3)口の場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要し

た費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

保 安

66 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

八 点 検

- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調 査 等 の 委 託

- (1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客さまの協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附

則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は，平成25年4月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまが再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当する場合で，当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(1) (2)の場合を除き，この供給約款実施の日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず，零円といたします。

(2) 定額制供給の場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応答日の前日までの期間，または各月の応答日から翌月の応答日の前日までの期間とする場合は，(1)にいう検針日は，応答日といたします。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	286円65銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円52銭

- (3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものいたします。
ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものいたします。

5 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、15（定額電灯）(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金（需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

- (2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (3) 1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)、28（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ、29（料金その他の支払方法）(8)および別表2（燃料費調整）(1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものといたします。
- (5) 36（供給の停止）(3)ニおよびヘについては、農事用電力に準ずるものといたします。
- (6) そ の 他
- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

6 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

- イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、

8（需要場所）にかかわらず，当分の間，1原需要場所につき，ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り，1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また，ロ(ロ)に定める特例設備の場合は，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について，非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について，8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は，次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準

ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

7 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則8（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。

8 延滞利息の適用開始までの取扱い

12（承諾の限界）、15（定額電灯）、16（従量電灯）、17（臨時電灯）、18（公衆街路灯）、19（低圧電力）、20（臨時電力）、21（農事用電力）、27（日割計算）、28（料金の支払義務および支払期日）、29（料金その他の支払方法）、30（延滞利息）、31（保証金）、36（供給の停止）、38（供給停止期間中の料金）、39（違約金）、41（制限または中止の料金割引）、附則3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱

い) , 附則 4 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) , 附則 5 (農
事用電灯のお客さまについての特別措置) および別表 9 (日割計算の基本
算式) については , 料金の算定期間の最終日が平成 26 年 9 月 30 日以降とな
る料金に適用するものとし , 料金の算定期間の最終日が平成 26 年 9 月 29 日
以前となる料金については , 次のとおりといたします。

(1) 承 諾 の 限 界

当社は , 法令 , 電気の需給状況 , 供給設備の状況 , 料金の支払状況
(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過し
てなお支払われない場合を含みます。) その他によってやむをえない場
合には , 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがありま
す。この場合は , その理由をお知らせいたします。

(2) 料 金

イ 料金は , 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各
項に規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課
金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え
たものとし , 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1
(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可
能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし , 26
(料金の算定) (1)イの場合で , 需給契約が消滅したときに(10)により日
割計算をしてえた料金については , 早収料金に別表 1 (再生可能エネ
ルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発
電促進賦課金を加えたものといたします。

ロ 遅収料金は , 早収料金にその 3 パーセントを加えたものといたしま
す。

ハ 早収期間は , 次によります。

なお , 早収期間の最終日 (以下「早収期限日」といいます。) が日
曜日または休日に該当する場合は , 早収期限日を翌日といたします。

また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(イ) (1)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間といたします。

(ロ) 検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、(イ)にかかわらず、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間といたします。

(3) 定 額 電 灯

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 早 収 料 金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平

均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	136円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	231円00銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	324円45銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	513円45銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	513円45銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 3 4 円 1 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 5 2 円 8 0 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 6 円 4 0 銭

(4) 従量電灯

イ 従量電灯 A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
- b 定額電灯を適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、5アンペアといたします。
- b 当社は、契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれが

ないと認められる場合には、当社は、電流制限器を取り付けないことがあります。

(二) 早 収 料 金

早収料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	305円55銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円05銭

ロ 従 量 電 灯 B

(イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、aに該当し、かつ、bの契約電

流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約電流

a 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

b 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ニ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	283円50銭
契約電流15アンペア	425円25銭
契約電流20アンペア	567円00銭
契約電流30アンペア	850円50銭
契約電流40アンペア	1,134円00銭
契約電流50アンペア	1,417円50銭
契約電流60アンペア	1,701円00銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円05銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円59銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円37銭

c 最低月額料金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	305円55銭
---------	---------

八 従量電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4

〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ホ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、

まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 8 3 円 5 0 銭
---------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 7 円 0 5 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 5 9 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 5 円 3 7 銭

(5) 臨時電灯

イ 臨時電灯 A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円72銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円44銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円44銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	134円40銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	134円40銭

(二) そ の 他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

□ 臨 時 電 灯 B

(イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 契約電流

a 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

b 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき

3 1 5 円 0 0 銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27円10銭
-------------	--------

(二) そ の 他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

八 臨 時 電 灯 C

(イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 7 円 1 0 銭
-------------	-------------

(ハ) そ の 他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯 A

(イ) 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) 早 収 料 金

早収料金は，需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

a 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	47円25銭
---------	--------

b 電灯料金

(a) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	123円90銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	207円90銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	292円95銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	460円95銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	460円95銭

(b) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルト

アンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- (c) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 1 1 円 0 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 1 8 円 1 5 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 5 9 円 6 0 銭

(ハ) そ の 他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 公衆街路灯B

(イ) 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適

用いたします。

- a 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 公衆街路灯Aを適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

(ニ) 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，

まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 5 7 円 2 5 銭
---------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 6 円 5 2 銭
-------------	-------------

c 最低月額料金

a および b によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その 1 月の早収料金は，次の金額といたします。

1 契約につき	2 8 6 円 6 5 銭
---------	---------------

(ホ) そ の 他

a 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。

b その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯 C に準ずるものといたします。

(7) 低 圧 電 力

イ 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

- (イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するもの）といたします。）についてそれぞれ次のaの係数を乗じてえた値の合計にbの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な

装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表7（契約電力等の算定方法）に準じて算定し，bの係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力

率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	966円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円93銭	15円25銭

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率

の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(二(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(二) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

へ そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(8) 臨 時 電 力

イ 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 早 収 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

191円10銭

(ロ) 従量制供給の場合

早収料金は、低圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

二 その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(9) 農 事 用 電 力

イ 農 事 用 電 力 A (かんがい排水需要)

(イ) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ロ) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合

計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	640円50銭
---------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円36銭	11円28銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(二) その他

a お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

b お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

□ 農事用電力B（脱穀調整需要）

(イ) 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

(ロ) 早収料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

a 定額制供給の場合

早収料金は、1年につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の早収料金の合計は、最低保証料金（最初の30日までの早収料金とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	円 銭 3,651.90	円 銭 5,213.25	円 銭 8,337.00	円 銭 11,460.75	円 銭 14,584.50	円 銭 17,708.25
30日をこえる 1日につき	円 銭 29.51	円 銭 59.01	円 銭 118.02	円 銭 177.03	円 銭 236.04	円 銭 295.05

b 従量制供給の場合

早収料金は、低圧電力の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによ

て算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(ハ) そ の 他

a お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

b お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、電気の供給をしゃ断する装置は、56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

(10) 日 割 計 算

イ 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金また

は定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(21)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(21)イ(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、(21)イ(ロ)により日割計算をいたします。

(ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(21)イ(ニ)により算定いたします。

(ニ) (イ)、(ロ)および(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ハ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、(21)イ(イ)により日割計算をいたします。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(11) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(イ) 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量

が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

(ハ) (12)トの場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。

(ニ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(ホ) 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、早収料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

八 (12)ニの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、ロにかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

二 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、

それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、口にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早収期限日は、(2)八にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早収期限日といたします。

(12) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(ハ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金をイ(イ)、(ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

イ(ロ)により支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

イ(ハ)により支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

八 当社は、イにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ロにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

二 お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。

ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

へ 23(検針日)(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

ト 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

チ 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

リ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただ

きます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

(13) 保 証 金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を超過してなお料金を支払われなかった場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を超過してなお支払われなかった場合

b 支払期限を超過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、二により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を超過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイに

よって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返す日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(14) 供給の停止

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(ロ) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(ハ) 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イ) お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる

金銭債務をいいます。)を支払われない場合

八 お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (ニ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (ホ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (ヘ) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (ト) 34(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (チ) 35(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

二 お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(15) 供給停止期間中の料金

(14)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金(早収料金の場合の料金といたします。)を(10)により日割計算をして、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(16) 違 約 金

イ お客さまが(14)八(ロ)から(ヘ)までに該当し、そのために料金の全部また

は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

(17) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセン

トといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ イによる延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(18) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、ロおよびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

(イ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

(ロ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

ロ 早収料金は、(4)イ(ニ)、ロ(ニ)およびハ(ホ)にかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算

定いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金（従量電灯 A の場合は早収料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イにかかわらず、ロに準じて算定いたします。

(19) 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

イ 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

ロ 料金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は，従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は，従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1 契約につき最初の 12 キロワット時まで	2 8 6 円 6 5 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 6 円 5 2 銭

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は，早収料金にその 3 パーセントを加えたものいたします。

八 その他の事項については，公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし，(10)および(17)の適用については，従量電灯 A に準ずるものいたします。

(20) 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて，農事用の誘が灯を毎年，一定期間を限り，1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりいたします。

イ 料 金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

す。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の早収料金の合計は、最低保証料金（早収料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ロ 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、(10)に準じて日割計算をいたします。

ハ 1年の早収料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ (11)イ(ロ)、(12)リ、9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)および別表2（燃料費調整）(1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるも

のいたします。

ホ (14)ハ(ニ)および(ハ)については、農事用電力に準ずるものいたします。

ヘ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。

(イ) 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ロ) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

a 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

b 従量電灯 B および従量電灯 C

第 1 段階料金適用電力量 = 120キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 180キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

c a または b によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

d 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，a および b の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

a 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力

(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(二) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

a 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 定額制供給の場合または25(使用電力量の計量)(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が

次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

二 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、口の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応答日の前日までの期間、または各月の応答日から翌月の応答日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応答日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き，お客様からの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された

場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応答日の前日までの期間、または各月の応答日から翌月の応答日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応答日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

= 0.1490

= 0.2575

= 0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を上回り、かつ、50,300 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 50,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、50,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (50,300 \text{円} - 33,500 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，
 (ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，ま

たは各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、
(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電	20ワットまでの1灯につき	1円32銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円65銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円98銭9厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円64銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円64銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円98銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円97銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円98銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭4厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円07銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円07銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円12銭6厘
-----------------	---------

(二) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.281	円 銭 厘 0.563	円 銭 厘 1.126	円 銭 厘 1.688	円 銭 厘 2.251	円 銭 厘 2.815

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17 銭 1 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150ℓ [°] -セント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125ℓ [°] -セント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200ℓ [°] -セント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入 力（ワット）
	入 力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下		160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45 "		180	
65 "		230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3パーセント
出力（キロワット） × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか

大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および 移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " " 50 " "	2
		50 " " 100 " "	3
		100 " " 200 " "	4
		200 " " 300 " "	5
		300 " " 500 " "	7.5
		500 " " 1,000 " "	10
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " " 500 " "	8
		500 " " 1,000 " "	13.5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミリアンペア以下	11
500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド 以下		1
	0.75マイクロファラッド 超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（ワット）} = \text{最大定格 1 次入力（ボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（ワット）} = \text{実測した 1 次入力（ボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ け い 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
40以下	20	4.5
60 "	30	7
80 "	40	9
100 "	50	9
125 "	50	9
200 "	75	11
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	350	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力(キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	20	30	30	40

(ロ) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1) , (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については , 機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約電力等の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は , 次により算定いたします。ただし , 契約電力を算定する場合は , 力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお , 交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は , 200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は , 原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし , 協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流 , 契約容量または契約電力の変更があった場合は , 料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流 , 契約容量または契約電力を乗じた値

の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料

金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

日割計算対象日数
検針期間の日数 は、 日割計算対象日数
暦日数

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認

する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日

数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 目的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から、この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし、その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は、日本工業規格、電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単位等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²

(3) 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	低 圧		高 圧 6 , 6 0 0
	1 0 0	2 0 0	
電圧降下許容限度 (V)	6	2 0	6 0 0

(ロ) 経 過 地

電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b 架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	4 0
そ の 他	5 0

(ニ) 支持物の長さ

架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	低圧 (m)	高圧 (m)	低高圧併架 (m)
市 街 地	9	1 0	1 2
そ の 他	9	9	1 0

(ホ) 装 柱

- a 低圧架空電線路の装柱は垂直配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合および低圧単独線路については水平配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- c 水平配列をする場合のアームは軽量腕金，垂直配列をする場合のアームは，低圧架空電線路はラック金物等，高圧架空電線路は高圧直付金物等を使用いたします。

(ヘ) 支線および支柱

架空電線路の支持物強度の一部を分担するため，支線および支柱を施設いたします。ただし，支線には，土地の状況により，支線柱を使用することがあります。

(ト) が い し

架空電線路で使用するがいしは，次によります。

		通 り 用	引 留 用
低 圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧ピンがいし，低圧引留がいし，DVがいし等	
高 圧 線		高圧中実がいし 限流アーケオン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アーケオン付引留がいし

(チ) 電線の種類および太さ

- a 架空電線には，アルミ線を使用し，また，低圧引込線には硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 架空電線および架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧架空電線の中性線等の感電のおそれがない箇所およ

び，高圧架空電線の海峡横断箇所等の人容易に立ち入らない長径間箇所においては，裸電線を使用することがあります。

- c 電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，かつ，法令上の制限にしたがって，適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし，適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶 縁 電 線		裸アルミ線
	アルミ線	硬銅線	
低 圧 電 線	25mm ² 以上		25mm ² 以上
高 圧 電 線	25mm ² 以上		120mm ² 以上
低 圧 引 込 線		2.6mm以上	

(第2表)

電線種類 および太さ		連続許容電流 (A)					裸 電 線
		OC電線	OE電線	OW電線	D V 電線		
					導体2	導体3	
硬 銅 線	2.6mm	-	-	-	38	34	-
	3.2"	-	-	-	50	44	-
	14mm ²	-	-	-	70	62	-
	22"	-	-	-	92	80	-
	38"	-	-	153	130	113	-
	60"	-	-	206	174	152	-
	100"	-	-	283	238	209	-
ア ル ミ 線	25"	-	107	90	-	-	135
	58"	-	177	145	-	-	225
	120"	-	271	220	-	-	400
	200"	473	-	-	-	-	540
	400"	723	-	-	-	-	850

(リ) 柱上変圧器の種類と容量

a 柱上変圧器の種類

柱上変圧器の種類は、単相変圧器または一体形変圧器とし、既設供給設備の状況等を考慮して、技術上、経済上最も適当なものを選定いたします。

b 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、技術上、経済上必要最小のものを選定いたします。

区 分	変 圧 器 容 量 (k V A)
単 相	10 , 20 , 30 , 50 , 100
一 体 形	20 + 10 , 30 + 20 , 50 + 30 , 100 + 50

(ヌ) 電力用変圧器の結線

3相電力負荷に対しては，単相変圧器2台または一体形変圧器（単相変圧器2台を内蔵）1台を用いてV結線により使用いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器3台を用いて結線により使用いたします。

(ル) 変圧器の1次側開閉器

変圧器の1次側には保護用として，カットアウトを取り付けます。

(ロ) 線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には，開閉器を施設いたします。

(リ) 耐 雷 施 設

架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

(カ) 特殊地域の施設

塩害，じん害，ガス害等の発生のおそれがある地域，または地盤軟弱，強風地域に施設する架空電線路には，塩害，じん害，ガス害，地盤軟弱，強風等に耐える構造のものを使用いたします。

(コ) 架空引込線のこう長

架空引込線のこう長は，50m以下といたします。ただし，途中に支持物がある場合は，60m以下といたします。

(ク) 引込直付金物および引込用アームの取付け

引込直付金物および引込用アームの取付けは，次によります。

- a 引込線がある箇所は，引込直付金物を使用いたします。

なお，低圧ラック金物および変圧器が施設されている場合は，それぞれの下部に取り付けます。

b 次の場合は，引込直付金物にかえて引込用アームを使用いたします。

- (a) 昇降柱経路が確保できない場合
- (b) OW引込線がある場合
- (c) 引込柱の同一箇所からの引込線数が3を超過する場合
- (d) 22mm²以上の引込線がある場合

八 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることがなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格（JCS 168）に準じた算定方法により，施設条件等を考慮して算定いたします。

種	類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 200, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上，経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔，変圧器塔の施設

- a 地中電線路の保守上必要な箇所には，開閉器塔を施設いたします。
- b 変圧器を地上に施設する必要がある場合には，変圧器塔を施設いたします。

(4) 変 電 設 備

イ 一 般 基 準

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は，次のとおりといたします。

<p>母線</p> <p>しゃ断器</p> <p>断路器</p> <p>変流器</p> <p>零相変流器</p> <p>補助母線</p> <p>注) しゃ断器，断路器は引出形といたします。</p>	取 付 数		
	機器名	単母線	補助母線付
	しゃ断器	1 台	1 台
	断 路 器		1 組
	変 流 器	2 台	2 台
	零相変流器	1 台	1 台
	配 電 盤	1 面	1 面

注) 点線部分は，補助母線付の場合

凡 例	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、シャ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8
までにより作成した書類
 - (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表
 - (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第3表 控除収益明細表
 - (様式第3) 8部門整理表
 - (様式第4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第5)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第6の4)
 - 第1表 追加事業報酬総括表
 - 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第7)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電
非関連費計算表
 - 第2表 原価等集計表
 - (様式第8)
 - 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社はこれまで、国のエネルギー政策を踏まえ、エネルギーの長期安定確保及び低炭素社会の実現に向け、原子力発電を中心とした電源のベストミックスの追求や風力・太陽光・バイオマス・水力・地熱などの再生可能エネルギーの積極的な開発・導入を推進するとともに、不断の経営合理化に取り組むことによって、電気料金の低減に努めてまいりました。

しかしながら、昨年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機に原子力発電所の安全基準に対する抜本的な見直しが求められている中、当社が保有する6基の原子力発電所についても長期間の停止を余儀なくされており、昨年以降、非常に厳しい電力の需給状況が続いております。

これに対応して、火力発電の焚き増しや長期停止中の火力発電所の運転再開、他社からの電力購入など、安定供給の確保に向けた対策を最大限実施しており、その結果、燃料費や購入電力料が大幅に増加し財務状況が急速に悪化しております。

このような状況を踏まえ、当社は引き続き徹底した経営合理化に取り組み、最大限のコストダウンに努めてまいり所存です。

あわせて、原子力発電所の早期再稼働に向け更なる安全対策の実施に取り組むとともに、対話活動などを通じたお客さま・地域社会との信頼関係の更なる醸成に、全社一丸となって取り組んでいるところで

また、現在検討が進められている電力システム改革については、お客さまや社会環境の変化への感度を高くし、従来の発想にとらわれず的確に対応してまいります。

以下、電気料金値上げの理由と料金メニュー面の主な取組み及びお客さまへのご理解活動について申し述べます。

電気料金値上げの理由

1 原子力発電所の長期停止に伴う燃料費等の増加

当社の発電電力量に占める原子力の割合は約4割と全国的にも高い水準であるため、現在のように全ての原子力発電所が停止した場合、極めて大きな影響を受けることとなります。

このため、今夏は、お客さまに負担を強いる大幅な節電要請に加え、「セーフティーネットとしての計画停電」の準備をしなければならない事態となるなど、非常に厳しい需給運用を強いられることとなりました。今夏に関しましては、お客さまの節電への多大なるご協力に加え、火力発電所の定期検査を遅らせるなどの緊急的な供給力対策や他社からの追加電力購入を実施したほか、気温の影響による需要の減少などの好条件も重なった結果、計画停電を回避することができました。

今冬についても引き続き厳しい需給状況が続く見込みであり、今夏と同様、安定供給の確保に向けて供給面での最大限の対策を実施するとともに、お客さまに節電のご協力をお願いしているところで

す。

しかしながら、財務面においては、原子力発電所の再稼働の見通しが依然として不透明な中、今後も原子力発電電力量の減少分を火力発電所の稼働増や他社からの購入によって代替するという状況が続けば、燃料費・購入電力料の大幅な増加は避けられず、平成25年7月以降、原子力発電所が順次再稼働していくとしても、平成25年度から27年度の3か年平均の燃料費は4,818億円と平成20年9月改定の料金原価に比べて1,656億円の増加となる見込みです。

また、購入電力料についても、他電力や自家発電お客さま、卸電力取引所を通じた購入電力量の増加などにより118億円の増加となる見込みです。

2 経営合理化への取組みによる原価低減

当社はこれまで、原子力発電を中心とした石油代替電源の開発による燃料費の低減に加え、設備投資や修繕費、諸経費の削減及び人員削減などの効率化策を推進することにより、前回値上げ改定を実施した昭和55年以降計9回の改定で3割以上の値下げを実施し、電気料金の低減に努めてまいりました。

また、平成24年度は、これまでの取組みに加えて1,200億円規模の「緊急経営対策」を実施するなど、燃料費等の負担増を可能な限り吸収するため全社を挙げてコストダウンに努めてまいりました。現在、その更なる深掘りとして1,500億円規模を目標に追加削減を実施しているところですが、今後も燃料費等の負担の増加が見込まれることから、引き続き聖域を設けることなく経営合理化を徹底していく所存です。

今回の料金原価におきましては、設備投資、修繕費、諸経費、人的経費の削減などにより平成25年度から27年度の3か年平均で1,100億円規模の効率化努力を反映しております。

具体的には、以下の取組みを実施してまいります。

(設備投資・修繕費)

- ・ 設計基準の見直しや点検周期の延伸化による効率化に加え、工事・点検等の中止や繰延べ、規模縮小 など

(諸経費)

- ・ 業務委託範囲・内容の見直しなどの業務全般にわたる効率化に加え、広告宣伝等の普及開発関係費や団体費、研究費などを中心に、費用対効果を踏まえた中止・繰延べ・規模縮小 など

(人的経費)

- ・ 他産業・他企業の水準などを参考として、役員報酬、従業員の年収水準、福利厚生など、人件費全般にわたる見直しの検討
- ・ 業務プロセスの効率化や業務の縮減・廃止などによる業務運営の効率化、採用の抑制などによる労働生産性の向上 など

(燃料費)

- ・ 火力発電所の熱効率向上に向けた継続的な取組みの実施や、燃料調達方法の多様化、自社船の活用 など

(資機材調達)

- ・ 競争原理やスケールメリットを活かした発注方式の推進 など

こうした経営合理化と並行して、事業所跡地や社宅跡地などの事業外資産をはじめ、保有する有価証券等、電力供給に直接関係しない資産については、可能な限り売却に向けた検討を進めてまいります。

3 料金値上げの必要性

今般の急激な経営環境の変化に伴う燃料費等の増加に対し、当社といたしまして可能な限りの経営合理化に取り組んでおりますが、平成24年度の経常損益は昨年度を大幅に上回る3,700億円程度の赤字となる見通しです。

原子力発電所の停止に伴う火力燃料費の増加額は、1日あたり10数億円に上り、企業努力の限界を超えていると言わざるを得ない水準となっております。このまま燃料費等の増分コストを賄いながら、自助努力のみで財務状況を建て直すことは、極めて困難な状況です。

今後3か年（平成25年度から27年度）の料金原価につきましては、年平均1,100億円規模の効率化努力を織り込むものの、燃料費・購入電力料の大幅な増加により合計で年平均1兆4,970億円、販売電力量1キロワット時あたり17円58銭となる見込みです。これに対し、現行料金での収入は年平均1兆3,454億円、販売電力量1キロワット時あたり15円80銭となる見込みです。

この結果、年平均で1,516億円、販売電力量1キロワット時あたり1円78銭の大幅な収入不足が発生することが想定されます。

以上のとおり、今後も最大限の経営合理化に取り組んでまいります。現行料金を維持したまま電力の供給を続けた場合、恒常的に損失が発生し続けることとなります。昨年度以降の大幅な赤字により、当社の財務基盤が急速に弱まっている状況で、今後も自律的な改善が見込めないということになれば、資金調達にも支障をきたし、当社の基本的使命である電力の安定供給が困難になるおそれがあります。そのような状況になれば、お客さまに多大なご迷惑をおかけするだけでな

く、地域経済・社会にも大きな混乱を生じさせることとなります。

こうした事態を避けるため、苦渋の決断ではありますが、経営合理化の徹底を前提に、規制部門のお客さまについて、平成25年4月からの平均8.51%の電気料金値上げを申請せざるを得ない状況であります。

また、自由化部門のお客さまについても、同時期に平均で14.22%の料金値上げをお願いすることとしております。

なお、今回の料金値上げが主として燃料費の増加を理由とするものであることから、基本料金は現行を据え置いたまま、燃料費の増加と直接関係する電力量料金を値上げすることといたします。

最近の厳しい経済情勢下において、お客さまに多大なご負担をお願いすることは大変心苦しく存じますが、ここにやむを得ず電気料金値上げを申請する次第です。

料金メニュー面の主な取組み

電気料金の値上げが、お客さまの生活や経済活動に多大なご負担をおかけすることを念頭に、次のとおり料金メニュー面の取組みを行います。

具体的には、生活に必要不可欠な電気使用への影響軽減やピーク時間及び昼間時間の節電等によってお客さまのご負担が軽減可能となるよう、料金メニューを設定いたしました。

1 従量電灯のお客さまのご負担軽減

生活に必要不可欠な電気使用への影響を軽減するため、必需的な電気使用量に応じた第1段階料金の値上げ幅を相対的に抑制いたしました。

2 新たなピーク抑制型料金（選択約款）の設定

電気のご使用をピーク（夏季の13時～16時）・昼間時間から夜間時間に移行していただくことで電気料金を低減できるよう、割高なピーク・昼間料金と割安な夜間料金とした新たな季節別・時間帯別料金メニュー（ピークシフト電灯）を設定いたしました。

3 季時別電灯の加入対象の拡大

これまで季時別電灯は、負荷平準化を設備的に担保するため、エコキュートなどの夜間蓄熱型機器（1キロボルトアンペア以上）を保有するお客さまを加入対象としておりましたが、今回、より幅広いお客さまが負荷平準化によって電気料金を低減できるよう、夜間蓄熱型機器を保有していないお客さまへ加入対象を拡大いたしました。

お客さまへのご理解活動

今回の電気料金値上げにあたりましては、お客さまへの影響が大きいことを踏まえ、料金値上げの必要性や経営合理化の取組み、お客さまのご負担軽減のお役に立つ情報などを積極的に発信していくとともに、お客さまの立場に立った分かりやすいご説明を行ってまいります。

1 お客さま・各種団体さまへの丁寧なご説明

約850万口のお客さまに対して、検針時の配布チラシでご家庭にお知らせするとともに、当社ホームページのトップページに「電気料金の値上げのお願い」コーナーを設置し、値上げに関する情報をタイムリーにご提供するなど、各種ツールを活用した丁寧かつ積極的な情報提供に取り組んでまいります。

また、自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどに対して個別に訪問のうえ、丁寧にご説明いたします。

ご説明にあたっては、お客さまのニーズに応じた分かりやすい説明資料をご用意いたします。

さらに、お客さまからの電話でのお問合せ・ご意見については、お客さま問合せ窓口となる営業所体制を強化し、丁寧にご説明を行ってまいります。

なお、配電工事など現場での作業の際にお会いするお客さまに対してもチラシを活用し、丁寧にご説明いたします。

自由化部門のお客さまにつきましては、値上げの内容を掲載した封書の郵送、電話や訪問等を通じて、お客さまにご理解いただけますよう丁寧にご説明させていただきます。

2 電気料金情報公開ガイドラインに基づく積極的な情報公開への取組み

電気料金情報公開ガイドライン（平成24年3月30日改正）に基づき、当社ホームページ上に、供給約款変更認可申請書はもとより、値上げの必要性や料金算定の流れを分かりやすくご説明した資料を掲載するなどの積極的な情報公開を行ってまいります。

3 お客様の節電・節約手法のご紹介

お客様のご負担軽減へのお役に立てるよう、当社ホームページ上に具体的な節電・節約手法をご紹介する様々なコンテンツを掲載いたします。

具体的には、お客様の生活スタイルや業務内容に合わせた節電をご検討いただけるように、値上げによるお客様のご負担軽減に資する節電・節約手法を新たに掲載いたします。

その他にも、エアコンや冷蔵庫といった電化製品の省エネに繋がる使い方やその効果、お客様のご家庭にある電化製品の使用実態に応じた適正なアンペアを診断する「アンペア（ご契約容量）ガイド」についても当社ホームページへ掲載しております。

以上、電気料金値上げの理由ならびに料金メニュー面での主な取組み等について申し述べました。事情ご賢察の上、ご認可いただきますようお願いいたします。

2 供給約款の変更の内容および 新旧料金率比較表

供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更にあたりましては、平成26年10月から、早収・遅収料金制度を廃止するとともに延滞利息制度を導入することとしました。

また、お客さまにとってよりわかりやすいものとなるよう、実状にあわせた表現の見直し等を行ないました。

新 旧 料 金 率 比 較 表

(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金								
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率				
定 額 電 灯	需要家料金		1契約	円 銭 円 銭 52.50		需要家料金		1契約	円 銭 52.50			
	電 灯 料 金					電 灯 料 金						
	20Wまで		1灯	122.28	[3.63]	20Wまで		1灯	136.50			
	40Wまで		"	202.57	[7.27]	40Wまで		"	231.00			
	60Wまで		"	283.90	[10.90]	60Wまで		"	324.45			
	100Wまで		"	444.47	[18.17]	100Wまで		"	513.45			
	100W超過100Wまでごと に		"	444.47	[18.17]	100W超過100Wまでごと に		"	513.45			
	小型機器料金					小型機器料金						
	50V Aまでの機器		1機器	213.33	[5.43]	50V Aまでの機器		1機器	234.15			
	100V Aまでの機器		"	311.15	[10.85]	100V Aまでの機器		"	352.80			
100V A超過50V Aまで ごとに		"	155.58	[5.43]	100V A超過50V Aまで ごとに		"	176.40				
従 量 電 灯	A	最低料金 最初の12kWhまで		1契約	299.64	[5.64]	従 量 電 灯	A	最低料金 最初の12kWhまで		1契約	305.55
		電力量料金 12kWh超過分		1kWh	16.57	[0.47]			電力量料金 12kWh超過分		1kWh	17.05

現 行 料 金				改 定 料 金						
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率		
従 量 電 灯	B	基 本 料 金		円 銭 円 銭		従 量 電 灯	B	基 本 料 金	円 銭	
		10アンペア	1契約	283.50				10アンペア	1契約	283.50
		15アンペア	"	425.25				15アンペア	"	425.25
		20アンペア	"	567.00				20アンペア	"	567.00
		30アンペア	"	850.50				30アンペア	"	850.50
		40アンペア	"	1,134.00				40アンペア	"	1,134.00
		50アンペア	"	1,417.50				50アンペア	"	1,417.50
		60アンペア	"	1,701.00				60アンペア	"	1,701.00
		電力量料金						電力量料金		
	最初の120kWhまで	1kWh	16.57	[0.47]	最初の120kWhまで	1kWh	17.05			
	120kWh超過300kWhまで	"	20.81	[0.47]	120kWh超過300kWhまで	"	22.59			
	300kWh超過分	"	22.19	[0.47]	300kWh超過分	"	25.37			
	最低月額料金	1契約	294.00		最低月額料金	1契約	305.55			
	C	基 本 料 金	1kVA	283.50		基 本 料 金	1kVA	283.50		
電力量料金					電力量料金					
最初の120kWhまで		1kWh	16.57	[0.47]	最初の120kWhまで	1kWh	17.05			
120kWh超過300kWhまで		"	20.81	[0.47]	120kWh超過300kWhまで	"	22.59			
300kWh超過分		"	22.19	[0.47]	300kWh超過分	"	25.37			
臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1契約	6.03	[0.15]	臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1契約	6.72
		100VAまで	"	12.05	[0.29]			100VAまで	"	13.44
		200VAまで	"	24.10	[0.58]			200VAまで	"	26.88
		300VAまで	"	36.15	[0.87]			300VAまで	"	40.32
		400VAまで	"	48.20	[1.16]			400VAまで	"	53.76
		500VAまで	"	60.25	[1.45]			500VAまで	"	67.20
		1 kVAまで	"	120.53	[2.93]			1 kVAまで	"	134.40
		2 kVAまで	"	241.06	[5.86]			2 kVAまで	"	268.80
	3 kVAまで	"	361.59	[8.79]	3 kVAまで	"	403.20			
	B	基 本 料 金				B	基 本 料 金			
		40アンペア	1契約	1,260.00			40アンペア	1契約	1,260.00	
		50アンペア	"	1,575.00			50アンペア	"	1,575.00	
		60アンペア	"	1,890.00			60アンペア	"	1,890.00	
	電力量料金	1kWh	24.87	[0.47]	電力量料金	1kWh	27.10			
C	基 本 料 金	1kVA	315.00		C	基 本 料 金	1kVA	315.00		
	電力量料金	1kWh	24.87	[0.47]		電力量料金	1kWh	27.10		

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 収 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率		
農 事 用 電 灯	(旧供給約款附則6の適用を受けているお客さま) 〔附 則〕 契約使用期間内		円 銭 円 銭 定額電灯の該当料金	農 事 用 電 灯	(旧供給約款附則6の適用を受けているお客さま) 〔附 則〕 契約使用期間内		円 銭 定額電灯の該当料金		
	契約使用期間外		無料		契約使用期間外		無料		
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	47.25	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	47.25
		電 灯 料 金					電 灯 料 金		
		20Wまで	1 灯	111.78 [3.63]			20Wまで	1 灯	123.90
		40Wまで	"	183.67 [7.27]			40Wまで	"	207.90
		60Wまで	"	256.60 [10.90]			60Wまで	"	292.95
		100Wまで	"	400.37 [18.17]			100Wまで	"	460.95
		100W超過100Wまで ごとに	"	400.37 [18.17]			100W超過100Wまで ごとに	"	460.95
	小型機器料金			小型機器料金					
	50VAまでの機器	1機器	192.33 [5.43]	50VAまでの機器	1機器	211.05			
	100VAまでの機器	"	281.75 [10.85]	100VAまでの機器	"	318.15			
100VA超過50VAまで ごとに	"	140.88 [5.43]	100VA超過50VAまで ごとに	"	159.60				
A	(旧供給約款附則5の適用を受けているお客さま) 〔附 則〕 最 低 料 金				路 灯	A	(旧供給約款附則5の適用を受けているお客さま) 〔附 則〕 最 低 料 金		
	最初の12kWhまで	1契約	268.14 [5.64]	最初の12kWhまで			1契約	286.65	
	電力量料金			電力量料金					
		12kWh超過分	1kWh	14.96 [0.47]			12kWh超過分	1kWh	16.52
B	基本料金	1kVA	257.25 [0.47]	路 灯	B	基本料金	1kVA	257.25	
	電力量料金	1kWh	14.96			電力量料金	1kWh	16.52	
	最低月額料金	1契約	262.50			最低月額料金	1契約	286.65	

注．現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格29,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則8(延滞利息の適用開始までの取扱い)(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

新 旧 料 金 率 比 較 表

(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金						
区 分		単 位	早 収 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率			
低 圧 電 力	基本料金	1kW	円 銭 966.00	低 圧 電 力	基本料金	1kW	円 銭 966.00			
	電力量料金				電力量料金					
	夏季料金	1kWh	14.12 [0.47]		夏季料金	1kWh	16.93			
	その他季料金	"	12.88 [0.47]		その他季料金	"	15.25			
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1kW	171.08 [3.08]	臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1kW	191.10			
	従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し				
農 事 用 電 力	A (かんがい排水需要)	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh "	640.50 10.31 [0.47] 9.50 [0.47]	農 事 用 電 力	A (かんがい排水需要)	基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1kW 1kWh "	640.50 12.36 11.28	
	B (脱穀調整需要)	定額制供給 毎年最初の30日まで				農 事 用 電 力	B (脱穀調整需要)	定額制供給 毎年最初の30日まで		
		0.5 kW		3,480.75 [23.10]				0.5 kW	3,651.90	
		1 kW		4,870.95 [46.20]				1 kW	5,213.25	
2 kW			7,652.40 [92.40]	2 kW	8,337.00					
3 kW			10,433.85 [138.60]	3 kW	11,460.75					
4 kW		13,215.00 [184.50]	4 kW	14,584.50						
5 kW		15,996.45 [230.70]	5 kW	17,708.25						
30日をこえる1日につき			農 事 用 電 力	B (脱穀調整需要)	30日をこえる1日につき					
0.5 kW		26.60 [0.77]			0.5 kW	29.51				
1 kW		53.20 [1.54]			1 kW	59.01				
2 kW		106.40 [3.08]			2 kW	118.02				
3 kW		159.60 [4.62]			3 kW	177.03				
4 kW		212.79 [6.15]	4 kW	236.04						
5 kW		265.99 [7.69]	5 kW	295.05						
従量制供給 契約使用期間内			低圧電力の該当料金の10パーセント増し	従量制供給 契約使用期間内			低圧電力の該当料金の10パーセント増し			
契約使用期間外			無料	契約使用期間外			無料			

注．現行料金の「早収料金率」は，平均燃料価格29,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし，[]内に燃料費調整単価を再掲した。

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。

遅収料金は，早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに附則8（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)により日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。

遅収料金は，早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯（附則） 電 灯			イ 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯（附則） 電 灯		
20Wまで	1 灯	1.101	20Wまで	1 灯	1.329
40Wまで	"	2.202	40Wまで	"	2.659
60Wまで	"	3.303	60Wまで	"	3.989
100Wまで	"	5.505	100Wまで	"	6.648
100W超過100Wまでごと に	"	5.505	100W超過100Wまでごと に	"	6.648
小 型 機 器			小 型 機 器		
50VAまでの機器	1 機器	1.644	50VAまでの機器	1 機器	1.986
100VAまでの機器	"	3.289	100VAまでの機器	"	3.971
100VA超過50VAまでごとに	"	1.644	100VA超過50VAまでごとに	"	1.986
ロ 臨時電灯 A			ロ 臨時電灯 A		
50VAまで 1 日につき	1 契約	0.044	50VAまで 1 日につき	1 契約	0.054
100VAまで 1 日につき	"	0.089	100VAまで 1 日につき	"	0.107
100VA超過500VAまで	"	0.089	100VA超過500VAまで	"	0.107
100VAまでごとに 1 日に つき			100VAまでごとに 1 日に つき		
500VA超過 1 kVAまで	"	0.887	500VA超過 1 kVAまで	"	1.071
1 日につき			1 日につき		
1 kVA超過 3 kVAまで	"	0.887	1 kVA超過 3 kVAまで	"	1.071
1 kVAまでごとに 1 日に つき			1 kVAまでごとに 1 日に つき		
ハ 臨時電力			ハ 臨時電力		
1 日につき	1 kW	0.932	1 日につき	1 kW	1.126

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
二 農事用電力B (脱穀調整需要)			二 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1契約	0.233	0.5kW	1契約	0.281
1kW	"	0.466	1kW	"	0.563
2kW	"	0.932	2kW	"	1.126
3kW	"	1.399	3kW	"	1.688
4kW	"	1.865	4kW	"	2.251
5kW	"	2.331	5kW	"	2.815
(2) 従量制供給	1kWh	0.142	(2) 従量制供給	1kWh	0.171

3 一般電気事業供給約款料金算定規則
様式第1から第8までにより作成
した書類

営業費総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
役員給与	1,990,800	
給料手当	237,547,214	・平均経費人員：12,007人
給料手当振替額（貸方）	-2,091,301	・平均基準賃金：358,574円/月
退職給与金	33,429,090	
厚生費	49,033,790	
委託検針費	18,890,719	
委託集金費	9,235,397	
雑給	1,961,523	
燃料費	1,445,380,216	
使用済燃料再処理等発電費	32,495,195	
使用済燃料再処理等既発電費	22,744,353	
廃棄物処理費	34,708,555	
特定放射性廃棄物処分費	11,522,709	
消耗品費	18,305,667	
修繕費	582,326,809	
水利使用料	5,125,083	
補償費	7,541,205	
賃借料	85,919,802	
託送料	7,891,565	
事業者間精算費	2,780,714	・想定振替電力量：4,459（10 ⁶ kWh）
委託費	254,754,903	
損害保険料	5,537,994	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	50,758,200	
普及開発関係費	8,330,182	
養成費	4,386,607	
研究費	17,432,609	
諸費	52,999,755	
	< 118,956 >	
	< 1,836,135 >	
電気料貸倒損	1,572,952	
固定資産税	97,288,491	
雑税	15,935,686	
減価償却費	531,957,366	
固定資産除却費	62,984,905	
原子力発電施設解体費	15,515,885	
共有設備費等分担額	887,662	
共有設備費等分担額（貸方）	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0	・地帯間購入電力量：0（10 ⁶ kWh）
	< 0 >	
地帯間購入送電費	0	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	403,240,382	・他社購入電力量：52,052（10 ⁶ kWh）
	< 0 >	(49,960,706)
他社購入送電費	2,169,891	
建設分担関連費振替額（貸方）	-969,330	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-2,274,827	
電源開発促進税	97,324,875	
事業税	53,210,715	
開発費	0	
開発費償却	0	
電力費振替勘定（貸方）	-272,610	
株式交付費	288	
株式交付費償却	0	
社債発行費	1,944,730	
社債発行費償却	0	
法人税等	34,011,578	
合計	4,313,901,619	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を，備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を，備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	206,071,464	
	燃料油費	366,255,314	
	ガス費	795,739,349	
	その他	7,741,991	
	小 計	1,375,808,118	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	61,099,758	
	濃縮関連費	-	
	小 計	61,099,758	
新エネルギー等燃料費		8,472,340	
合 計		1,445,380,216	
火力燃料重油換算消費量(10 ³ kl)		29,493	
火力燃料重油換算単価(円/kl)		46,649	
火力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		137,391	
火力燃料kWh当たり単価(発電端円/kWh)		10.01	
原子力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		75,728	
核燃料kWh当たり単価(発電端円/kWh)		0.81	
新エネルギー等燃料重油換算消費量(10 ³ kl)		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価(円/kl)		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		1,310	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)		6.47	

< 参考 > 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数 量 ・ 価 格	備 考
消費数量	石炭(10 ³ t)	17,455	
	重油(10 ³ kl)	3,135	
	原油(10 ³ kl)	2,381	
	LNG(10 ³ t)	10,214	
平均消費価格	石炭(円/t)	11,773	
	重油(円/kl)	66,485	
	原油(円/kl)	66,285	
	LNG(円/t)	77,464	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		466,993,556	
取替修繕費		115,333,253	
合 計		582,326,809	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		57,573,425	
火力発電設備		60,315,918	
原子力発電設備		102,623,172	
新エネルギー等発電設備		8,122,853	
送電設備		123,591,714	
変電設備		58,983,151	
配電設備		73,219,146	
業務設備		47,527,987	
合 計		531,957,366	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	7,189,204,513		
	建設中の資産	359,089,945		
	核燃料資産	797,326,081		
	特定投資	221,670,483		
	運転資本	営業資本	412,742,542	
		貯蔵品	213,921,887	
		小 計	626,664,429	
	繰延償却資産	0		
	合 計	9,193,955,451		
	報酬率(%)	2.9		
電気事業報酬額	266,624,708			

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
遅収加算料金	3,645,545	
地帯間販売電源料	4,600,000 < 0 >	・地帯間販売電力量：0(10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	0 (0)	
他社販売電源料	21,032,859 < 75,905 >	・他社販売電力量：1,841(10 ⁶ kWh)
他社販売送電料	3,112,873 (0)	
託送収益	778,242 (297,001)	
事業者間精算収益	13,210,173	・想定振替電力量：41,298(10 ⁶ kWh)
電気事業雑収益	36,071,231	
預金利息	55,905	
合 計	82,506,828	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

営業費明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	663,600	663,600	663,600	1,990,800	
給料手当	78,305,090	80,100,787	79,141,337	237,547,214	
給料手当振替額(貸方)	-689,524	-704,920	-696,857	-2,091,301	
退職給与金	17,195,400	8,038,623	8,195,067	33,429,090	
厚生費	16,324,905	16,358,751	16,350,134	49,033,790	
委託検針費	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
委託集金費	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
雑給	659,886	657,513	644,124	1,961,523	
燃料費	540,793,618	478,596,446	425,990,152	1,445,380,216	
使用済燃料再処理等発電費	7,371,840	12,148,217	12,975,138	32,495,195	
使用済燃料再処理等既発電費	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	
廃棄物処理費	11,971,754	11,420,405	11,316,396	34,708,555	
特定放射性廃棄物処分費	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	
消耗品費	6,157,710	6,079,341	6,068,616	18,305,667	
修繕費	166,667,114	205,248,180	210,411,515	582,326,809	
水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	
補償費	3,035,909	2,687,978	1,817,318	7,541,205	
賃借料	28,644,823	28,511,755	28,763,224	85,919,802	
託送料	2,681,415	2,605,075	2,605,075	7,891,565	
事業者間精算費	912,867	949,716	918,131	2,780,714	
委託費	83,352,479	86,721,522	84,680,902	254,754,903	
損害保険料	1,522,646	1,986,277	2,029,071	5,537,994	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200	
普及開発関係費	2,877,109	2,727,451	2,725,622	8,330,182	
養成費	1,439,028	1,472,892	1,474,687	4,386,607	
研究費	5,783,171	5,661,829	5,987,609	17,432,609	
諸費	17,991,001	17,370,122	17,638,632	52,999,755	
	< 39,652 >	< 39,652 >	< 39,652 >	< 118,956 >	
	< 612,045 >	< 612,045 >	< 612,045 >	< 1,836,135 >	
電気料貸倒損	598,485	495,094	479,373	1,572,952	
固定資産税	32,614,865	32,285,738	32,387,888	97,288,491	
雑税	6,678,835	4,563,376	4,693,475	15,935,686	
減価償却費	176,717,182	177,333,383	177,906,801	531,957,366	
固定資産除却費	19,522,053	24,685,210	18,777,642	62,984,905	
原子力発電施設解体費	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	
共有設備費等分担額	293,233	298,395	296,034	887,662	
共有設備費等分担額(貸方)	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0	0	0	0	
地帯間購入送電費	0	0	0	0	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	148,030,363 (16,501,526)	124,534,873 (16,621,448)	130,675,146 (16,837,732)	403,240,382 (49,960,706)	
他社購入送電費	723,297	723,297	723,297	2,169,891	
建設分担関連費振替額(貸方)	-316,048	-346,422	-306,860	-969,330	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-805,704	-801,156	-667,967	-2,274,827	
電源開発促進税	32,267,250	32,450,625	32,607,000	97,324,875	
事業税	18,216,081	17,844,565	17,150,069	53,210,715	
開発費	0	0	0	0	
開発費償却	0	0	0	0	
電力費振替勘定(貸方)	-90,870	-79,440	-102,300	-272,610	
株式交付費	96	96	96	288	
株式交付費償却	0	0	0	0	
社債発行費	728,506	578,781	637,443	1,944,730	
社債発行費償却	0	0	0	0	
法人税等	11,771,628	11,771,628	10,468,322	34,011,578	
合計	1,483,732,891	1,440,235,798	1,389,932,930	4,313,901,619	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第 3 条 第 2 項 第 1 号 関 係

[役員給与 , 給料手当 , 給料手当振替額 (貸方) , 退職給与金 , 厚生費 , 委託検針費 , 委託集金費及び雑給]

(単位 : 千円)

項 目	前年度実績	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
役員給与	712,660	670,000	663,600	663,600	663,600	1,990,800	
給料手当							
基準賃金	70,190,448	67,825,052	52,160,914	51,696,125	51,132,790	154,989,829	
基準外賃金	11,695,058	10,988,755	8,457,291	8,378,101	8,283,889	25,119,281	
諸給与金	33,607,142	33,855,682	23,665,743	26,005,419	25,703,516	75,374,678	
控除口 (貸方)	-4,234,920	-4,234,920	-5,978,858	-5,978,858	-5,978,858	-17,936,574	
小計	111,257,729	108,434,569	78,305,090	80,100,787	79,141,337	237,547,214	
給料手当振替額 (貸方)	-872,453	-914,101	-689,524	-704,920	-696,857	-2,091,301	
退職給与金	9,156,471	9,923,650	3,403,789	-6,139,578	-4,821,319	-7,557,108	
引当金増加額							
実払額	7,014,434	6,324,497	5,759,343	6,053,168	6,619,746	18,432,257	
年金保険料	8,640,125	8,996,729	8,032,268	8,125,033	6,396,640	22,553,941	
小計	24,811,029	25,244,875	17,195,400	8,038,623	8,195,067	33,429,090	
厚生費	15,728,869	15,761,335	13,403,011	13,463,459	13,486,814	40,353,284	
法定厚生費	3,889,470	3,668,911	2,921,894	2,895,292	2,863,320	8,680,506	
一般厚生費	19,618,340	19,430,246	16,324,905	16,368,751	16,350,134	49,033,790	
小計	6,901,661	6,861,182	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
委託検針費	3,925,476	3,942,736	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
委託集金費	1,611,440	1,237,336	659,886	657,513	644,124	1,961,523	
雑給	167,965,885	164,906,843	122,111,471	114,534,098	113,351,663	349,997,232	
合計	12,608	12,404	12,123	12,014	11,883	12,007	
平均経費人員 (人)	463,928	455,667	358,553	358,583	358,585	358,574	
平均基準賃金 (円 / 月)							

(2) 第3条第2項第2号関係

[燃料費]

(単位：千円)

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	千円	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	52,899	-	-	43,531	-	-	40,961	-	-	137,391	-	-	
火力燃料重油換算消費量(発電端10 ³ kl)	11,359	-	-	9,362	-	-	8,772	-	-	29,493	-	-	
火力燃料	6,419	11,593	74,416,346	5,253	11,909	62,555,500	5,811	11,891	69,099,618	17,483	11,787	206,071,464	
燃料油費(10 ³ kl,円/kl)	2,299	66,483	152,845,103	1,835	66,359	121,769,668	1,382	66,310	91,640,543	5,516	66,399	366,255,314	
ガス費(10 ³ t,円/t)	3,950	74,776	295,364,242	3,318	79,867	264,999,350	2,946	79,897	235,375,757	10,214	77,907	795,739,349	
歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
助燃費(10 ³ kl,円/kl)	32	70,613	2,259,603	28	69,239	1,938,682	24	95,812	2,299,477	84	77,354	6,497,762	
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運炭費(円/t)	6,419	66	414,743	5,253	79	414,743	5,811	71	414,743	17,483	71	1,244,229	
小計(重油換算)	11,359	46,245	525,300,037	9,362	48,246	451,677,943	8,772	45,466	398,830,138	29,493	46,649	1,375,808,118	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	16,539	-	-	28,609	-	-	30,580	-	-	75,728	-	-	
核燃料減損額	-	-	12,658,431	-	-	23,817,819	-	-	24,130,607	-	-	60,606,857	
核燃料減損修正損 料(又は核燃料減損修正益(貸 方))	-	-	-	-	-	302,314	-	-	190,587	-	-	492,901	
濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	12,658,431	-	-	24,120,133	-	-	24,321,194	-	-	61,099,758	
燃料費算定に必要な新工本 ルギ一等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	439	-	-	430	-	-	441	-	-	1,310	-	-	
新工本ルギ一等燃料重油換 算消費量 (10 ³ kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
助燃費	-	-	2,835,150	-	-	2,798,370	-	-	2,838,820	-	-	8,472,340	
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運炭費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計(重油換算)	-	-	2,835,150	-	-	2,798,370	-	-	2,838,820	-	-	8,472,340	
合計	-	-	540,793,618	-	-	478,596,446	-	-	425,990,152	-	-	1,445,380,216	

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費	31,004,981	31,084,666	31,910,044	29,242,151	33,056,533	35,533,994	28,591,982	97,182,509	
再処理等費引当	16,655,005	15,008,443	7,568,058	3,519,439	6,712,420	11,468,057	12,294,978	30,475,455	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-28,890,706	-30,404,638	-31,319,473	-28,509,866	-32,397,113	-34,853,834	-27,911,822	-95,162,769	
合計	18,769,280	15,688,471	8,158,629	4,251,724	7,371,840	12,148,217	12,975,138	32,495,195	

[使用済燃料再処理等既発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費引当	44,711,097	44,711,097	44,711,097	44,711,097	41,108,649	41,108,649	7,581,451	89,798,749	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-	-67,054,396	
合計	11,183,899	11,183,899	11,183,899	11,183,899	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
火力廃棄物処理費	5,944,475	5,635,782	7,519,418	7,258,140	7,500,691	6,452,256	6,816,380	20,769,327	
放射性廃棄物処 理費	3,880,472	3,877,147	4,661,638	4,298,376	4,255,307	4,747,409	4,279,114	13,281,830	
原子力廃 棄物処理 費	204,980	205,185	119,279	115,356	111,529	116,513	116,675	344,717	
新工ネルギー等廃棄物処理 費	103,085	102,494	128,319	122,236	104,227	104,227	104,227	312,681	
合計	10,133,012	9,820,608	12,428,654	11,794,108	11,971,754	11,420,405	11,316,396	34,708,555	

[特定放射性廃棄物処分費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
特定放射性廃棄物処分費拠 出金 (各年の発電対応分)	6,147,090	5,215,722	2,736,952	-	941,709	3,678,661	3,629,283	8,249,653	
特定放射性廃棄物処分費拠 出金 (平成11年度未迄の発 電対応分)	4,225,555	3,669,590	3,273,056	3,273,056	3,273,056	-	-	3,273,056	
合計	10,372,645	8,885,312	6,010,008	3,273,056	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
潤滑油脂費	533,384	513,912	534,472	527,256	729,962	538,867	545,746	1,633,253		
雑消耗品費	6,223,388	5,272,696	5,436,863	5,644,316	5,289,631	5,540,474	5,522,870	16,672,414		
合計	6,756,772	5,786,608	5,971,335	6,171,572	6,019,593	6,079,341	6,068,616	18,305,667		

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
定期的補償費	764,469	679,241	743,581	729,097	869,246	1,140,677	788,185	3,257,714		
臨時的補償費	978,968	795,655	718,756	831,126	864,745	921,192	904,073	2,734,782		
損害賠償費	197,182	213,781	171,697	194,220	329,378	626,109	125,060	1,548,709		
合計	1,940,619	1,688,677	1,634,034	1,754,443	2,063,369	2,687,978	1,817,318	7,541,205		

[賃借料]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
借地借家料	12,569,735	12,312,922	12,106,406	12,329,688	11,517,592	11,041,214	11,015,836	33,122,850		
道路占有料	1,920,232	1,901,670	1,917,999	1,913,300	1,927,764	1,957,460	1,972,402	5,872,443		
水面使用料	20,277	20,948	20,934	20,720	20,934	20,934	20,934	62,802		
線路使用料	1,480,368	1,490,769	1,500,666	1,490,601	1,512,323	1,533,264	1,543,844	4,599,866		
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-		
電柱敷地料	6,294,156	6,295,088	6,335,073	6,308,106	6,363,893	6,413,253	6,438,085	19,239,861		
線下補償料	177,286	174,324	170,388	173,999	170,761	173,999	173,999	521,997		
機械賃借料	8,465,505	7,162,134	5,823,740	7,150,460	4,883,819	4,214,184	4,524,871	13,017,034		
雑賃借料	3,400,775	3,425,816	3,397,292	3,407,961	3,370,156	3,157,447	3,073,253	9,482,949		
合計	34,328,334	32,783,671	31,272,498	32,794,835	29,767,242	28,511,755	28,763,224	85,919,802		

[託送料]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
託送料	2,671,518	2,792,464	3,804,756	3,089,579	2,681,415	2,605,075	2,605,075	7,891,565	

[事業者間精算費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間精 算費	646	1,266	1,527	1,146	1,301	1,465	1,473	4,459		
料金計	410,293	800,425	945,470	718,729	937,210	912,867	918,131	2,780,714		

[委託費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
委託運転費	7,203,931	7,319,841	7,242,846	7,255,539	7,146,296	6,497,531	6,044,695	18,786,189		
雑委託費	72,038,632	60,309,255	58,705,697	63,684,528	62,269,880	76,854,948	78,636,207	235,968,714		
合計	79,242,563	67,629,096	65,948,543	70,940,067	69,416,176	83,352,479	84,680,902	254,754,903		

[損害保険料]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
水力関係	3,121	2,536	3,061	2,906	2,568	2,519	2,271	7,153		
火力関係	310,318	318,290	266,440	298,349	251,781	441,700	504,890	1,451,596		
原子力関係	362,172	430,831	416,288	403,097	750,519	663,018	787,064	2,197,470		
	法定保険料									
その他	845,569	845,543	825,406	838,839	99,833	401,081	721,558	1,840,088		
新工ネルギー等関係	1,953	2,010	1,735	1,899	1,643	2,875	3,286	9,447		
その他	15,957	15,152	14,419	15,176	13,486	11,453	10,002	32,270		
合計	1,539,090	1,614,362	1,527,349	1,560,266	1,119,830	1,522,646	2,029,071	5,537,994		

[原子力損害賠償支援機構一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	8,459,700	8,459,700	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200		

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,379,529	2,701,293	1,988,865	2,689,896	1,594,363	766,711	634,838	2,036,110		
一般普及開発関係費	4,607,341	3,880,198	2,980,479	3,822,673	2,557,773	2,110,398	2,091,061	6,294,072		
合計	7,986,870	6,581,491	4,969,344	6,512,569	4,152,136	2,877,109	2,725,622	8,330,182		

[養成費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
研修施設運営費	146,191	125,122	123,553	123,553	110,750	99,920	99,811	299,480		
その他養成費	1,511,802	1,288,212	1,269,082	1,269,082	1,201,849	1,339,108	1,374,938	4,087,127		
合計	1,657,993	1,413,334	1,392,635	1,392,635	1,312,599	1,439,028	1,474,687	4,386,607		

[研究費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
社内研究費	1,075,196	848,104	761,307	894,869	783,978	791,307	671,902	2,336,317		
委託研究費	7,560,319	6,807,035	5,205,244	6,524,199	5,360,259	4,870,522	5,315,707	15,096,292		
合計	8,635,515	7,655,139	5,966,551	7,419,068	6,144,237	5,661,829	5,987,609	17,432,609		

[諸費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
通信運搬費	12,217,503	10,141,674	10,353,132	10,904,103	10,641,934	11,151,129	11,691,191	33,484,254		
旅費	1,977,961	1,905,056	1,691,590	1,858,202	1,841,106	1,841,106	1,841,106	5,523,318		
寄付金	1,548,301	1,182,980	1,326,300	1,352,527	39,652	39,652	39,652	118,956		
団体費	1,727,046	1,793,624	1,595,990	1,705,553	612,045	612,045	612,045	1,836,135		
その他諸費	7,192,972	6,711,766	7,538,457	7,147,732	4,856,264	3,726,190	3,454,638	12,037,092		
合計	24,663,783	21,735,100	22,505,469	22,968,117	17,991,001	17,370,122	17,638,632	52,999,755		

[電気料金貸倒損]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
貸倒損引当額	-77,660	-117,050	-101,575	-98,762	70,411	-18,124	-18,600	33,687		
貸倒損発生額	477,600	444,177	431,928	451,235	528,074	513,218	497,973	1,539,265		
合計	399,940	327,127	330,353	352,473	598,485	495,094	479,373	1,572,952		

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度						
水力発電設備	342,917	173,756	203,722	240,132	257,244	318,010	404,163	659,605	1,381,778		
除却費用	329,340	279,416	246,773	285,176	783,907	969,079	606,141	522,646	2,097,866		
火力発電設備	526,229	544,784	219,230	430,081	232,898	287,913	425,769	715,315	1,428,997		
除却費用	521,356	454,257	248,976	408,196	395,725	489,202	1,273,483	603,964	2,366,649		
原子力発電設備	726,660	869,177	489,386	695,074	924,593	1,142,998	1,354,884	773,392	3,271,274		
除却費用	1,527,774	733,861	607,103	956,246	388,200	479,900	3,247,762	225,586	3,953,248		
新工場・等 発電設備	47,596	21,926	22,032	30,518	33,154	40,986	39,107	28,333	108,426		
除却費用	121,793	79,171	89,550	96,838	40,401	49,945	279,859	26,840	356,644		
送電設備	1,782,761	1,615,803	1,975,777	1,791,447	1,834,140	2,267,394	4,052,041	2,996,501	9,315,936		
除却費用	3,464,169	3,308,480	3,603,071	3,458,573	4,621,403	5,713,057	5,933,095	4,800,653	16,446,805		
変電設備	917,025	906,521	1,616,030	1,146,525	1,319,025	1,630,601	1,531,331	1,428,501	4,590,433		
除却費用	688,313	648,696	677,264	671,424	744,313	920,132	706,130	1,053,403	2,679,665		
配電設備	2,053,426	2,128,665	1,730,020	1,970,704	1,501,979	1,856,772	1,847,444	1,847,277	5,551,493		
除却費用	2,366,600	2,424,485	2,252,742	2,347,942	1,723,590	2,130,731	2,122,851	2,134,047	6,387,629		
業務設備	600,019	602,241	862,835	688,365	557,032	688,613	452,465	442,940	1,584,018		
除却費用	440,558	379,544	487,991	436,031	434,163	536,720	408,685	518,639	1,464,044		
除却損	6,996,633	6,862,873	7,119,032	6,992,846	6,660,065	8,233,287	10,107,204	8,891,864	27,232,355		
除却費用	9,459,903	8,307,910	8,213,470	8,660,426	9,131,702	11,288,766	14,578,006	9,885,778	35,752,550		

[原子力発電施設解体費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	
資産除去債務計上	9,093,054	7,524,204	3,106,357	-	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	
資産除去債務取崩し(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	9,093,054	7,524,204	3,106,357	-	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	

[共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）]

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
共有設備 費等分担 額	297,171	232,222	204,778	233,959	247,050	247,050	247,050	741,150	
火力発電設備	40,203	47,559	50,097	43,736	46,183	51,345	48,984	146,512	
小計	337,374	279,781	254,875	277,695	293,233	298,395	296,034	887,662	
火力発電設備	-491,073	-562,785	-421,076	-546,847	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
小計	-491,073	-562,785	-421,076	-546,847	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
合計	-153,699	-283,004	-166,201	-269,152	-236,785	-202,400	-239,528	-678,713	

(記載注意)

(何)の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

[開発費，開発費償却]

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定（貸方）]

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
建設工費用	-60,749	-32,704	-24,663	-44,233	-57,150	-45,720	-68,580	-171,450	
附帯事業用	-27,810	-27,319	-27,854	-27,322	-33,720	-33,720	-33,720	-101,160	
合計	-88,559	-60,023	-52,517	-71,555	-90,870	-79,440	-102,300	-272,610	

[株式交付費，社債発行費]

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
株式交付費	350	146	97	96	96	96	96	288	
社債発行費	196,564	426,310	-	164,713	728,506	578,781	637,443	1,944,730	
合計	196,914	426,456	97	164,809	728,602	578,877	637,539	1,945,018	

(4) 第3条第2項第4号関係

【修繕費】

項目	至近実績										原価算定期間計		備考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均 修繕費率 (%)	平均 修繕費率 (%)		
	635,219,974	726,167,530	735,497,420	755,255,154	787,760,150	806,263,099	813,760,181	817,500,209	819,670,075	2,450,930,465	0.81%		
水力発電設備	5,877,940	5,490,576	5,856,526	5,951,281	6,049,140	6,245,275	6,328,006	6,882,758	6,730,156	19,940,920	0.81%		
平均帳簿原価	1,687,531,842	1,693,282,227	1,648,495,860	1,601,374,093	1,604,786,409	1,608,746,046	1,612,334,114	1,621,500,160	1,630,564,921	4,864,399,195	2.80%		
火力行発電設備	43,468,763	46,826,505	43,865,290	32,382,092	34,962,029	36,825,771	39,418,285	48,039,462	48,549,191	136,006,938	2.80%		
平均帳簿原価	1,534,548,898	1,549,984,696	1,567,672,543	1,584,572,735	1,598,758,591	1,607,835,317	1,632,868,152	1,674,154,848	1,720,216,338	5,027,239,338	3.22%	平成22年度以降の平均帳簿原価は、資産除去債務除き	
原子力発電設備	60,475,301	73,222,800	60,007,796	62,807,765	61,680,770	38,273,668	33,157,511	61,786,033	66,786,226	161,729,770	3.22%		
平均帳簿原価	-	-	49,769,457	102,589,703	106,142,937	107,554,611	109,620,162	112,220,828	114,431,659	336,272,649	3.38%		
新工水少干一等 発電設備	-	-	3,620,427	3,769,195	3,245,892	2,998,453	3,646,889	4,072,195	3,647,971	11,367,055	3.38%		
平均帳簿原価	1,597,397,697	1,613,523,287	1,634,515,601	1,657,154,851	1,710,815,467	1,763,845,040	1,780,630,435	1,797,847,277	1,824,412,182	5,402,889,894	0.74%		
送電設備	10,662,125	10,621,763	14,616,173	10,778,409	9,739,274	9,811,945	13,218,450	13,291,936	13,632,900	40,143,286	0.74%		
修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
平均帳簿原価	958,011,152	962,304,991	970,808,235	979,054,621	986,664,727	983,889,158	995,224,131	998,074,062	1,003,984,982	2,997,283,175	0.68%		
変電設備	6,642,419	5,812,030	6,911,576	5,726,065	5,186,057	4,613,875	6,602,079	6,959,476	6,738,012	20,299,567	0.68%		
平均帳簿原価	1,339,503,731	1,351,679,477	1,365,261,994	1,380,354,073	1,395,237,376	1,407,877,201	1,420,500,580	1,434,259,914	1,447,983,982	4,302,744,476	4.20%		
配電設備	52,992,713	51,490,524	55,029,441	50,456,737	50,712,452	48,859,844	60,190,060	60,139,383	60,493,995	180,823,438	4.20%		
修繕費	(34,031,462)	(33,737,184)	(36,389,830)	(34,047,859)	(33,345,233)	(30,593,000)	(38,455,275)	(38,303,389)	(38,574,589)	(115,333,253)	4.20%		
平均帳簿原価	374,986,005	377,756,628	384,636,405	393,297,616	399,640,717	405,645,340	413,673,961	419,240,310	427,133,950	1,260,048,221	0.95%		
業務設備	4,218,679	4,034,711	4,793,749	3,815,841	4,175,480	3,788,157	4,105,834	4,076,937	3,833,064	12,015,835	0.95%		
修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
平均帳簿原価	8,127,199,299	8,274,698,837	8,356,657,516	8,453,652,847	8,589,806,375	8,701,655,811	8,778,611,714	8,874,797,607	8,986,398,088	26,641,807,409	2.19%		
合計	184,337,940	197,498,908	194,640,977	175,687,385	175,751,094	151,416,988	166,667,114	205,248,180	210,411,515	582,326,809	2.19%		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	

(単位：千円)

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	20,329,838	19,209,566	18,034,021	57,573,425	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
火力発電設備	20,257,787	19,220,048	18,760,495	58,238,330	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	2,077,588	2,077,588	
原子力発電設備	31,262,404	35,246,076	36,114,692	102,623,172	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
新工ネルギー等 発電設備	2,780,451	2,818,420	2,523,982	8,122,853	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
送電設備	41,707,884	40,892,341	40,991,489	123,591,714	
特別償却費	-	-	-	-	
変電設備	19,849,707	19,526,059	19,607,385	58,983,151	
特別償却費	-	-	-	-	
配電設備	24,700,583	24,401,269	24,117,294	73,219,146	
特別償却費	-	-	-	-	
業務設備	15,828,528	16,019,604	15,679,855	47,527,987	
特別償却費	-	-	-	-	
合計	176,717,182	177,333,383	175,829,213	529,879,778	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	2,077,588	2,077,588	

(単位：千円)

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税，雑税，電源開発促進税及び事業税]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
固定資産税					32,614,865	32,285,738	32,387,888	32,387,888	97,288,491		
雑税					6,678,835	4,563,376	4,693,475	4,693,475	15,935,686		
電源開発促進税					32,267,250	32,450,625	32,607,000	32,607,000	97,324,875		
事業税					18,216,081	17,844,565	17,150,069	17,150,069	53,210,715		
合計					89,777,031	87,144,304	86,838,432	86,838,432	263,759,767		

(単位：千円)

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費，地帯間購入送電費，他社購入電源費，他社購入送電費]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	料金計	0	0	0	0	0	0	0		
	地帯間購入送電費	料金計	0	0	0	0	0	0	0		
他社購入電力料	電力量 (10 ⁶ kWh)	電力量	0	0	0	0	0	0	0		
		他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	148,030,363 (16,501,526)	124,534,873 (16,621,448)	130,675,146 (16,837,732)	130,675,146 (16,837,732)	403,240,382 (49,960,706)	403,240,382 (49,960,706)	403,240,382 (49,960,706)		
	他社購入送電費	料金計	723,297	723,297	723,297	723,297	723,297	723,297	2,169,891		
電力量 (10 ⁶ kWh)		18,386	18,386	16,332	16,332	17,334	17,334	52,052			

(単位：千円)

(記載注意)

他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項目	至近実績				平均振替率 (%)	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)			
建設分担関連費振替額 (貸方)	総工事資金	174,298,000	199,362,000	167,163,000	0.14%	700,766,000	
	振替額	-372,602	-284,244	-91,245		-969,330	
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	24,977,006	31,993,133	32,268,238	2.45%	99,338,210	
	振替額	-767,031	-732,321	-691,036		-2,274,827	

(単位：千円)

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却, 社債発行費償却]

(単位 : 千円)

項目	対象交付(発行)費用	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位 : 千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
法人税	9,939,200	9,939,200	8,703,294	28,581,694	
法人税割	1,832,428	1,832,428	1,765,028	5,429,884	
合計	11,771,628	11,771,628	10,468,322	34,011,578	

事業報酬明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	2,396,442,020	2,395,767,761	2,396,994,732	7,189,204,513	
建設中の資産	92,206,670	124,101,904	142,781,371	359,089,945	
核燃料資産	273,579,888	267,586,843	256,159,350	797,326,081	
特定投資	70,330,348	73,798,538	77,541,597	221,670,483	
営業資本	143,852,773	137,094,842	131,794,927	412,742,542	
貯蔵品	79,515,205	70,438,594	63,968,088	213,921,887	
小計	223,367,978	207,533,436	195,763,015	626,664,429	
繰延償却資産	-	-	-	-	
合計	3,055,926,904	3,068,788,482	3,069,240,065	9,193,955,451	
報酬率(%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	88,621,880	88,994,866	89,007,962	266,624,708	

《項目別明細表》
(1) 第4条第3項關係

[特定固定資産]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	811,148,255	816,372,107	818,628,311	2,446,148,673	
期中首	11,615,896	12,046,261	12,476,114	36,138,271	
増減	475,644,834	493,821,402	509,874,425	1,479,340,661	
高	323,887,525	310,504,444	296,277,772	930,669,741	
帳簿原価増加額	7,657,457	5,779,983	6,566,785	20,004,225	
期中	431,509	431,509	431,509	1,294,527	
増減	20,329,838	19,209,566	18,034,021	57,573,425	
高	2,433,605	3,523,779	4,483,257	10,440,641	
帳簿原価減少額	1,144	1,656	2,107	4,907	
期中	2,153,270	3,156,543	3,857,635	9,167,448	
増減	816,372,107	818,628,311	820,711,839	2,455,712,257	
高	12,046,261	12,476,114	12,905,516	37,427,891	
帳簿原価増加額	493,821,402	509,874,425	524,050,811	1,527,746,638	
期中	310,504,444	296,277,772	283,755,512	890,537,728	
増減	317,433,851	303,311,643	288,579,071	909,324,565	
高	1,610,400,238	1,613,879,016	1,628,732,329	4,853,011,584	
平均帳簿原価	12,807,270	13,214,864	13,622,875	39,645,009	
期中	1,392,421,732	1,409,248,471	1,422,533,351	4,224,203,555	
増減	205,171,236	191,415,681	192,576,103	589,163,020	
高	7,188,092	21,199,924	14,060,166	42,448,182	
帳簿原価増加額	415,017	415,017	415,017	1,245,051	
期中	20,257,787	19,220,048	18,760,495	58,238,330	
増減	3,709,314	6,346,611	10,783,956	20,839,881	
高	7,423	7,006	6,515	20,944	
帳簿原価減少額	3,431,048	5,935,168	10,082,506	19,448,722	
期中	1,613,879,016	1,628,732,329	1,632,008,539	4,874,619,885	
増減	13,214,864	13,622,875	14,031,377	40,869,116	
高	1,409,248,471	1,422,533,351	1,431,211,340	4,262,993,163	
平均帳簿原価	191,415,681	192,576,103	186,765,822	570,757,606	
期中	198,938,424	194,760,885	191,222,326	584,921,635	

(單位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	1,612,629,035	1,651,179,573	1,695,260,947	4,959,069,555	
期首	9,972,633	10,893,505	11,814,377	32,680,515	
期中	1,390,127,312	1,405,898,445	1,410,501,357	4,206,527,114	
期末	212,529,090	234,387,623	272,945,213	719,861,926	
増減	55,017,014	75,923,416	59,955,920	190,896,350	
帳簿原価増加額	920,872	920,872	920,872	2,762,616	
期中	31,074,531	35,066,356	35,940,932	102,081,819	
期末	16,466,476	31,842,042	11,817,511	60,126,029	
増減	-	-	-	-	
帳簿原価減少額	15,303,398	30,463,444	11,030,349	56,797,191	
期中	1,651,179,573	1,695,260,947	1,743,399,356	5,089,839,876	
期末	10,893,505	11,814,377	12,735,249	35,443,131	
増減	1,405,898,445	1,410,501,357	1,435,411,940	4,251,811,742	
帳簿原価	234,387,623	272,945,213	295,252,167	802,585,003	
平均帳簿原価	215,744,264	245,877,862	264,516,437	726,138,563	
帳簿原価	108,400,839	110,713,482	113,602,172	332,716,493	
期中	8,121,651	8,418,155	8,715,837	25,255,643	
期末	85,443,586	87,259,486	89,157,585	261,860,657	
増減	14,835,602	15,035,841	15,728,750	45,600,193	
帳簿原価増加額	3,338,838	3,867,828	2,242,368	9,449,034	
期中	322,200	322,200	322,200	966,600	
期末	2,780,451	2,818,420	2,523,982	8,122,853	
増減	1,026,195	979,138	709,397	2,714,730	
帳簿原価減少額	25,696	24,518	17,763	67,977	
期中	964,551	920,321	666,784	2,551,656	
期末	110,713,482	113,602,172	115,135,143	339,450,797	
増減	8,418,155	8,715,837	9,020,274	26,154,266	
帳簿原価	87,259,486	89,157,585	91,014,783	267,431,854	
平均帳簿原価	15,035,841	15,728,750	15,100,086	45,864,677	
帳簿原価	15,069,286	15,175,500	15,483,811	45,728,597	
期中	1,773,301,110	1,787,282,719	1,807,734,795	5,368,318,624	
期末	46,632,789	47,400,822	48,027,866	142,061,477	
増減	1,048,360,482	1,083,202,998	1,113,249,730	3,244,813,210	
帳簿原価増加額	678,307,839	656,678,899	646,457,199	1,981,443,937	
期中	23,826,055	36,242,912	44,930,399	104,999,366	
期末	1,001,445	1,001,445	1,001,445	3,004,335	
増減	41,664,107	40,848,474	40,947,633	123,460,214	
帳簿原価減少額	9,844,446	15,790,836	12,252,666	37,887,948	
期中	233,412	374,401	290,511	898,324	
期末	6,821,591	10,801,742	8,359,674	25,983,007	
増減	1,787,282,719	1,807,734,795	1,840,412,528	5,435,430,042	
帳簿原価	47,400,822	48,027,866	48,738,800	144,167,488	
平均帳簿原価	1,083,202,998	1,113,249,730	1,145,837,689	3,342,290,417	
帳簿原価	656,678,899	646,457,199	645,836,039	1,948,972,137	
平均帳簿原価	668,247,169	654,865,622	652,510,380	1,975,623,171	

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	995,224,105	995,224,156	1,000,923,968	2,991,372,229	
期首	28,629,072	29,081,730	29,522,733	87,233,535	
期中	733,845,430	741,629,409	747,830,240	2,223,305,079	
期末	232,749,603	224,513,017	223,570,995	680,833,615	
増減	13,910,665	20,798,443	22,046,786	56,755,894	
増	589,121	589,121	589,121	1,767,363	
減	19,849,707	19,526,059	19,607,385	58,983,151	
減	13,910,614	15,098,631	15,924,758	44,934,003	
減	136,463	148,118	156,222	440,803	
減	12,065,728	13,325,228	14,231,644	39,622,600	
期末	995,224,156	1,000,923,968	1,007,045,996	3,003,194,120	
期末	29,081,730	29,522,733	29,955,632	88,560,095	
期末	741,629,409	747,830,240	753,205,981	2,242,665,630	
期末	224,513,017	223,570,995	223,884,383	671,968,395	
平均	228,685,188	226,802,419	228,267,238	683,754,845	
帳簿原価	1,413,603,589	1,427,397,571	1,441,122,257	4,282,123,417	
期首	18,802,226	19,060,177	19,319,076	57,181,479	
期中	766,512,884	777,596,749	788,448,889	2,332,558,522	
期末	628,288,479	630,740,645	633,354,292	1,892,383,416	
増減	30,632,872	30,478,984	30,476,236	91,588,092	
増	446,547	446,547	446,547	1,339,641	
減	24,850,033	24,549,153	24,263,730	73,662,916	
減	16,838,890	16,754,298	16,752,787	50,345,975	
減	188,596	187,648	187,631	563,875	
減	13,766,168	13,697,013	13,695,778	41,158,959	
期末	1,427,397,571	1,441,122,257	1,454,845,706	4,323,365,534	
期末	19,060,177	19,319,076	19,577,992	57,957,245	
期末	777,596,749	788,448,889	799,016,841	2,365,062,479	
期末	630,740,645	633,354,292	636,250,873	1,900,345,810	
平均	627,147,447	629,687,653	632,450,464	1,889,285,564	
帳簿原価	391,631,347	397,015,350	403,917,753	1,192,564,450	
期首	16,299,490	16,554,299	16,821,992	49,675,781	
期中	249,255,609	254,237,655	262,245,922	765,739,186	
期末	126,076,248	126,223,396	124,849,839	377,149,483	
増減	14,709,578	13,377,590	12,660,943	40,748,111	
増	296,961	296,961	296,961	890,883	
減	13,408,097	13,866,069	13,122,420	40,396,586	
減	9,325,575	6,475,187	5,416,666	21,217,428	
減	42,152	29,268	24,483	95,903	
減	8,426,051	5,867,802	4,802,294	19,086,147	
期末	397,015,350	403,917,753	411,162,030	1,212,095,133	
期末	16,554,299	16,821,992	17,094,470	50,470,761	
期末	254,237,655	262,245,922	270,566,048	787,049,625	
期末	126,223,396	124,849,839	123,501,512	374,574,747	
平均	125,176,391	125,286,177	123,965,005	374,427,573	
レ-ト-ベ-ス	2,396,442,020	2,395,767,761	2,396,994,732	7,189,204,513	

[建設中の資産]

(単位 : 千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	17,757,983	24,784,647	54,572,115	
	期中増加額	12,029,485	12,806,647	36,815,780	
	期中減少額	13,385,955	5,779,983	20,004,225	
	期末帳簿価額	7,667,457	24,784,647	71,383,670	
	平均帳簿価額	17,757,983	21,422,674	64,435,298	
火力発電設備	期首帳簿価額	14,818,423	35,139,946	105,395,490	
	期中増加額	17,159,671	39,155,851	100,439,868	
	期中減少額	25,168,367	21,199,924	42,448,182	
	期末帳簿価額	7,188,092	53,095,873	163,387,176	
	平均帳簿価額	35,139,946	43,731,637	135,940,565	
原子力発電設備	期首帳簿価額	26,201,199	39,242,285	106,897,881	
	期中増加額	28,388,904	75,947,823	188,856,745	
	期中減少額	65,870,395	75,923,416	190,896,350	
	期末帳簿価額	55,017,014	39,266,692	104,858,276	
	平均帳簿価額	39,242,285	55,580,098	155,579,413	
新工ネルギー等発電設備	期首帳簿価額	44,995,326	449,025	740,050	
	期中増加額	291,025	3,418,803	9,158,009	
	期中減少額	3,496,838	3,867,828	9,449,034	
	期末帳簿価額	3,338,838	-	449,025	
	平均帳簿価額	449,025	718,882	1,083,192	
送電設備	期首帳簿価額	364,310	71,721,259	197,796,024	
	期中増加額	38,240,324	52,356,094	168,201,108	
	期中減少額	57,306,990	36,242,912	104,999,366	
	期末帳簿価額	23,826,055	87,834,441	260,997,766	
	平均帳簿価額	71,721,259	79,516,868	223,120,842	
変電設備	期首帳簿価額	52,270,445	12,000,315	31,581,873	
	期中増加額	5,227,035	23,152,651	63,084,766	
	期中減少額	20,683,945	20,798,443	56,755,894	
	期末帳簿価額	13,910,665	14,354,523	37,910,745	
	平均帳簿価額	12,000,315	11,893,586	30,869,024	
配電設備	期首帳簿価額	9,063,622	5,463,943	16,391,829	
	期中増加額	5,463,943	30,478,984	91,588,092	
	期中減少額	30,632,872	30,478,984	91,588,092	
	期末帳簿価額	30,632,872	5,463,943	16,391,829	
	平均帳簿価額	5,463,943	5,463,943	16,391,829	
業務設備	期首帳簿価額	29,480,703	30,076,010	88,671,807	
	期中増加額	15,304,885	12,416,674	41,187,364	
	期中減少額	14,709,578	13,377,590	40,748,111	
	期末帳簿価額	30,076,010	29,115,094	89,111,060	
	平均帳簿価額	31,416,119	30,056,167	91,299,866	
レポートベース	92,206,670	124,101,904	142,781,371	359,089,945	

[核燃料資産]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	(単位：千円)
期首帳簿価額	211,748,559	222,413,129	215,087,582	649,249,270	備考
期中増加額	23,324,927	16,796,422	24,118,619	64,239,968	
期中減少額	12,660,357	24,121,969	24,322,946	61,105,272	
期末帳簿価額	222,413,129	215,087,582	214,883,255	652,383,966	
平均帳簿価額	217,080,844	218,750,356	214,985,419	650,816,619	
期首帳簿価額	60,299,710	52,698,377	44,974,597	157,972,684	
期中増加額	1	1	2	4	
期中減少額	7,601,334	7,723,781	7,601,334	22,926,449	
期末帳簿価額	52,698,377	44,974,597	37,373,265	135,046,239	
平均帳簿価額	56,499,044	48,836,487	41,173,931	146,509,462	
レートベース	273,579,888	267,586,843	256,159,350	797,326,081	

[特定投資]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	(単位：千円)
期首帳簿価額	466,082	456,583	447,084	1,369,749	備考
期中増加額	-9,499	-9,499	-9,499	-28,497	
期末帳簿価額	456,583	447,084	437,585	1,341,252	
平均帳簿価額	461,332	451,834	442,335	1,355,501	
期首帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
平均帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
期首帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
平均帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
期首帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
平均帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
期首帳簿価額	13,452,142	16,591,761	20,407,519	50,451,422	燃料調達関係プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を纏めて表示している。
期中増加額	3,139,619	3,815,758	3,689,358	10,644,735	
期末帳簿価額	16,591,761	20,407,519	24,096,877	61,096,157	
平均帳簿価額	15,021,952	18,499,640	22,252,198	55,773,790	
レートベース	70,330,348	73,798,538	77,541,597	221,670,483	

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

（単位：千円）

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
営業費項目	役員給与	663,600	663,600	663,600	1,990,800	
	給料手当	78,305,090	80,100,787	79,141,337	237,547,214	
	給料手当振替額（貸方）	-689,524	-704,920	-696,857	-2,091,301	
	退職給与金	14,999,615	8,038,623	8,195,067	31,233,305	
	厚生費	16,324,905	16,358,751	16,350,134	49,033,790	
	委託検針費	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
	委託集金費	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
	雑給	659,886	657,513	644,124	1,961,523	
	燃料費	528,135,187	454,476,313	401,668,958	1,384,280,458	
	使用済燃料再処理等発電費	7,371,840	12,148,217	12,975,138	32,495,195	
	使用済燃料再処理等既発電費	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	
	廃棄物処理費	11,971,754	11,420,405	11,316,396	34,708,555	
	特定放射性廃棄物処分費	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	
	消耗品費	6,157,710	6,079,341	6,068,616	18,305,667	
	修繕費	166,667,114	205,248,180	210,411,515	582,326,809	
	水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	
	補償費	3,035,909	2,687,978	1,817,318	7,541,205	
	賃借料	28,539,207	28,408,474	28,659,943	85,607,624	
	託送料	2,681,415	2,605,075	2,605,075	7,891,565	
	事業者間精算費	912,867	949,716	918,131	2,780,714	
	委託費	83,352,479	86,721,522	84,680,902	254,754,903	
	損害保険料	1,522,646	1,986,277	2,029,071	5,537,994	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200	
	普及開発関係費	2,877,109	2,727,451	2,725,622	8,330,182	
	養成費	1,439,028	1,472,892	1,474,687	4,386,607	
	研究費	5,783,171	5,661,829	5,987,609	17,432,609	
	諸費	16,818,227	17,370,122	17,638,632	51,826,981	
	電気料貸倒損	528,074	513,218	497,973	1,539,265	
	減価償却費	2,663,230	2,387,874	2,785,578	7,836,682	
	固定資産除却費	11,288,766	14,578,006	9,885,778	35,752,550	
	共有設備費等分担額	293,233	298,395	296,034	887,662	
	共有設備費等分担額（貸方）	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0	0	0	0		
地帯間購入送電費	0	0	0	0		
他社購入電源費	148,030,363	124,534,873	130,675,146	403,240,382		
他社購入送電費	723,297	723,297	723,297	2,169,891		
建設分担関連費振替額（貸方）	-316,048	-346,422	-306,860	-969,330		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-805,704	-801,156	-667,967	-2,274,827		
開発費	0	0	0	0		
電力費振替勘定（貸方）	-90,870	-79,440	-102,300	-272,610		
株式交付費	96	96	96	288		
社債発行費	728,506	578,781	637,443	1,944,730		
小 計	1,180,116,796	1,126,271,300	1,078,059,072	3,384,447,168		
控除収益項目	地帯間販売電源料	2,300,000	2,300,000	0	4,600,000	
	地帯間販売送電料	0	0	0	0	
	他社販売電源料	6,989,165	7,900,760	6,142,934	21,032,859	
	他社販売送電料	1,080,937	1,135,762	896,174	3,112,873	
	遅収加算料金	2,463,591	1,181,954	0	3,645,545	
	託送収益	252,790	265,689	259,763	778,242	
	事業者間精算収益	4,403,391	4,403,391	4,403,391	13,210,173	
	電気事業雑収益	11,785,558	12,306,366	11,979,307	36,071,231	
	預金利息	19,178	18,640	18,087	55,905	
小 計	29,294,610	29,512,562	23,699,656	82,506,828		
合 計	1,150,822,186	1,096,758,738	1,054,359,416	3,301,940,340		
レートベース	143,852,773	137,094,842	131,794,927	412,742,542		

（記載注意）

（何）の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
火力燃料 貯蔵品	消費金額	74,416,346	62,555,500	69,099,618	206,071,464	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	9,302,043	7,819,438	8,637,452	25,758,933	
	消費金額	152,845,103	121,769,668	91,640,543	366,255,314	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	19,105,638	15,221,209	11,455,068	45,781,915	
	消費金額	295,364,242	264,999,350	235,375,757	795,739,349	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	36,920,530	33,124,919	29,421,969	99,467,418	
	消費金額	2,259,603	1,938,682	2,299,477	6,497,762	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	282,450	242,335	287,435	812,220	
消費金額	414,743	414,743	414,743	1,244,229		
平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5		
計	51,843	51,843	51,843	155,529		
小計		65,662,504	56,459,744	49,853,767	171,976,015	
新エネルギー等 貯蔵品	消費金額	2,835,150	2,798,370	2,838,820	8,472,340	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	354,394	349,795	354,853	1,059,042	
小計		354,394	349,795	354,853	1,059,042	
その他 貯蔵品	配電平均帳簿原価	1,420,500,580	1,434,259,914	1,447,983,982	4,302,744,476	
	一般貯蔵品払出率	7.602%	7.602%	7.602%	7.602%	
	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
小計		13,498,307	13,629,055	13,759,468	40,886,830	
合計		79,515,205	70,438,594	63,968,088	213,921,887	
レポートベース		79,515,205	70,438,594	63,968,088	213,921,887	

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
社債発行費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
開発費	期首帳簿価額	-	-	-	-
	増加額	-	-	-	-
	償却額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
レートベース	-	-	-	-	-

(2) 第4条第4項関係

〔報酬率〕

(単位：%)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備考
自己資本報酬率	7.20	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	-	6.28	
	1.55	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	-		
他人資本報酬率	-	-	-	-	-	-	-	1.49	1.49	
	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

控除收益明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	
遅収加算料金					2,463,591	1,181,954	-				3,645,545		
地帯間販売電源料		2,300,000			2,300,000						4,600,000		
地帯間販売送電料		-			-						-		
他社販売電源料		6,989,165			6,989,165	7,900,760	6,142,934				21,032,859		
他社販売送電料		1,080,937			1,080,937	1,135,762	896,174				3,112,873		
託送収益		252,790			252,790	265,689	259,763				778,242		
事業者間精算収益		4,403,391			4,403,391	4,403,391	4,403,391				13,210,173		
電気事業雑収益		11,785,558			11,785,558	12,306,366	11,979,307				36,071,231		
預金利息		19,178			19,178	18,640	18,087				55,905		
合計		29,294,610			29,294,610	29,512,562	23,699,656				82,506,828		

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[遅収加算料金]

(単位：千円)

項目	至近実績			平均遅収率 (%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
遅収加算料金	2,186,502	2,251,418	2,208,572	0.32%	2,215,000	2,463,591	1,181,954	-	3,645,545	
電灯・電力料収入	684,171,542	709,265,747	702,631,873		693,115,000	776,930,000	372,746,763	-	1,149,676,763	

[地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料]

(単位：千円)

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	料金計	原価算定期間計	
地帯間販売電力料		2,300,000			2,300,000						4,600,000		
地帯間販売送電料		-			-						-		
電力量 (10 ⁶ kWh)		-			-						-		
他社販売電源料		6,989,165			6,989,165	7,900,760	6,142,934				21,032,859		
他社販売送電料		1,080,937			1,080,937	1,135,762	896,174				3,112,873		
電力量 (10 ⁶ kWh)		595			595	706	540				1,841		

[託送収益]

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計		備考
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考		
その他託送収益	252,790	265,689	259,763	778,242					

(単位：千円)

[事業者間精算収益]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間精算収益	11,046	12,901	13,766	12,571	13,008	13,766	13,766	13,766	41,298	
料金計	2,620,375	3,051,203	3,202,466	2,958,015	3,121,967	4,403,391	4,403,391	4,403,391	13,210,173	

(単位：千円)

[電気事業雑収益]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
契約超過金	495,014	641,966	248,010	461,663	458,134	533,809	540,482	1,608,100		
連約金	78,559	43,994	21,782	48,112	80,854	51,921	48,962	151,344		
諸貸付料	111	235	5,329	1,892	369	215	215	645		
受託運転益	11,335	8,777	8,843	9,652	9,645	9,645	9,645	28,935		
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-	-		
受託工事益	57,585	66,558	52,673	58,939	64,271	63,494	39,997	156,702		
広告料	8,962	8,934	8,923	8,940	8,909	8,896	8,870	26,649		
供給雑収	1,095,123	1,280,211	1,310,534	1,228,623	1,423,837	1,517,616	1,690,610	4,812,339		
雑口	8,232,281	11,730,014	8,631,777	9,531,357	8,849,318	9,599,962	10,046,029	29,286,517		
合計	9,978,970	13,780,689	10,287,871	11,349,178	10,895,337	11,785,558	11,979,307	36,071,231		

(単位：千円)

[預金利息]

(単位 : 千円)

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	適用 金利 (%)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率 (%)	平成24年度 (実績見込み)							
普通預金 利息	22,385	15,080	25,800	6.22%	27,588	0.020%	19,178	18,640	18,087	55,905		
通知預金 利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	22,385	15,080	25,800	6.22%	27,588	0.020%	19,178	18,640	18,087	55,905		
電灯・ 電力料収入	1,288,782,727	1,284,395,688	1,337,389,459	-	1,345,958,000	-	1,543,060,161	1,499,718,102	1,455,241,236	4,498,019,499		

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8 部門整理表(1)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	一般		計	一般		計	一般		計	一般	
		固有	0		固有	0		固有	0		固有	0
役員給与	78,919	0	78,919	230,081	0	230,081	241,818	0	241,818	12,546	0	12,546
給料手当	9,347,679	7,741,741	1,605,938	27,400,757	22,522,195	4,878,562	29,304,100	24,494,749	4,809,351	1,616,204	1,359,948	256,256
燃料手当振替額(貸方)	-82,294	-68,156	-14,138	-241,229	-198,279	-42,950	-257,985	-215,645	-42,340	-14,229	-11,973	-2,256
退職給付金	1,316,481	0	1,316,481	3,804,594	0	3,804,594	4,105,794	0	4,105,794	225,186	0	225,186
厚生費	1,929,630	1,598,146	331,484	5,655,948	4,648,855	1,006,993	6,048,637	5,055,930	992,707	333,588	280,694	52,894
委託除計算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	76,843	63,945	12,898	223,568	185,965	37,603	241,752	202,230	39,522	13,277	11,227	2,050
燃料費	0	0	0	1,375,808,118	1,375,808,118	0	61,089,758	61,089,758	0	8,472,340	8,472,340	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	32,495,195	32,495,195	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	20,769,327	20,769,327	0	13,626,547	13,626,547	0	312,681	312,681	0
特定放射線廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	11,522,709	11,522,709	0	0	0	0
消耗品費	421,274	273,727	147,547	4,900,662	4,470,506	430,156	5,090,333	4,638,232	452,101	138,653	115,197	23,456
修繕費	20,663,456	19,940,920	722,536	136,388,417	136,006,938	381,479	162,182,286	161,729,770	452,516	11,388,275	11,367,055	21,220
水利使用料	5,125,083	5,125,083	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償費	481,680	397,446	84,234	4,022,664	3,319,199	703,465	2,752	2,271	481	0	0	0
賃借料	1,265,185	138,893	1,126,292	6,172,007	2,460,578	3,711,429	5,820,948	2,012,495	3,808,453	299,621	107,943	191,678
託送料	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	14,792,634	12,129,863	2,662,771	35,470,907	25,987,684	9,483,223	65,833,230	55,448,054	10,385,176	1,301,796	984,185	317,611
損害保険料	7,186	7,153	33	1,458,243	1,451,596	6,647	4,056,015	4,037,528	18,487	9,490	9,447	43
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	50,758,200	50,758,200	0	0	0	0
普及開発関係費	267,756	0	267,756	2,775,963	0	2,775,963	1,075,021	0	1,075,021	57,138	0	57,138
研究費	102,690	102,690	0	466,086	466,086	0	1,651,139	1,651,139	0	15,658	0	15,658
研修費	406,391	0	406,391	4,037,110	0	4,037,110	7,360,216	0	7,360,216	513,841	0	513,841
諸費	2,073,123	732,430	1,340,693	5,849,504	768,083	5,081,421	5,287,275	1,179,225	4,108,050	242,553	29,419	213,134
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	13,325,348	13,052,059	273,289	10,440,296	10,295,711	144,585	12,178,449	12,007,620	170,829	829,241	820,910	8,331
雑税	564,863	498,315	66,548	437,485	385,944	51,541	12,488,683	11,017,347	1,471,336	2,598	2,292	306
減価償却費	62,175,119	59,860,147	2,314,972	67,128,198	65,900,749	1,227,449	106,765,847	105,321,809	1,444,038	8,250,636	8,177,272	73,364
固定資産除却費	(2,286,722)	(2,286,722)	(0)	(5,584,831)	(5,584,831)	(0)	(2,688,637)	(2,688,637)	(0)	(54,419)	(54,419)	(0)
原子力発電施設解体費	3,662,930	3,479,644	183,286	3,892,416	3,795,646	96,770	7,339,312	7,224,522	114,790	470,453	465,070	5,383
共有設備費等分担額	741,150	741,150	0	146,512	146,512	0	15,515,885	15,515,885	0	0	0	0
建設分担額(貸方)	-128,658	0	-128,658	-82,761	0	-82,761	-102,735	0	-102,735	-6,473	0	-6,473
附属事業営業費用分担額(貸方)	-96,773	0	-96,773	-1,003,299	-1,003,299	-1,003,299	-388,538	0	-388,538	-20,651	0	-20,651
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	38	0	38	25	0	25	31	0	31	2	0	2
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	258,122	0	258,122	166,041	0	166,041	206,114	0	206,114	12,987	0	12,987
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,446,887	0	1,446,887	15,000,602	15,000,602	0	5,809,144	5,809,144	0	308,757	0	308,757
電気事業報酬	30,032,501	0	30,032,501	35,353,050	0	35,353,050	56,199,435	0	56,199,435	1,544,523	0	1,544,523
合計	170,255,243	125,712,506	44,542,737	1,765,104,817	1,677,158,952	87,945,865	683,557,367	579,174,431	104,382,936	36,330,691	32,503,707	3,826,984

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8 部門整理表(2)

(単位:千円)

	送電費			変電費			配電費			販売費			合 計
	計	送電費		計	変電費		計	配電費		計	販売費		
		固有	一般		固有	一般		固有	一般		固有	一般	
役員給与	141,651	0	141,651	124,045	0	124,045	553,651	0	553,651	608,089	0	608,089	1,990,800
給料手当当振替額(貸方)	14,794,250	11,865,659	2,928,591	15,288,915	12,690,910	2,598,005	67,761,474	57,221,171	10,540,303	72,033,835	60,243,886	11,789,949	237,547,214
給料手当振替額(貸方)	-130,244	-104,462	-25,782	-134,599	-111,727	-22,872	-596,564	-503,760	-92,794	-634,167	-530,371	-103,796	-2,091,301
退職給付金	2,096,116	2,096,116	0	2,161,554	2,161,554	0	9,567,523	9,567,523	0	10,151,842	10,151,842	0	33,429,090
厚生費	3,054,299	2,449,803	604,496	3,156,385	2,620,126	536,259	13,966,668	11,811,014	2,175,644	14,868,745	12,435,160	2,433,585	49,033,790
委託除計算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,890,719	18,890,719	0	18,890,719
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,235,397	9,235,397	0	9,235,397
雑給	121,212	98,061	23,151	125,143	104,870	20,273	562,927	472,441	90,486	596,801	497,417	99,384	1,961,523
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445,380,216
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,495,195
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,708,555
特定放射線廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,522,709
消耗品費	699,380	434,550	264,830	773,913	542,000	231,913	2,362,986	1,327,886	1,035,100	3,918,466	2,781,593	1,136,873	18,305,667
修繕費	41,336,543	40,143,286	1,193,257	21,154,886	20,299,567	855,119	184,593,863	180,823,438	3,770,425	4,619,283	0	4,619,283	582,326,809
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,125,083
補償費	2,831,197	2,336,091	495,106	3,367,077	3,329,339	3,037,738	202,912	167,427	35,485	16,338,475	16,338,475	0	7,541,205
賃借料	8,830,566	4,505,194	4,325,372	3,367,077	329,339	3,037,738	43,825,923	31,058,073	12,767,850	16,338,475	0	16,338,475	85,919,802
託送料	7,891,565	7,891,565	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,891,565
事業者間精算費	2,780,714	2,780,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780,714
委託費	26,150,574	20,719,387	5,431,187	17,515,318	13,888,676	3,626,642	44,540,927	30,864,484	13,676,443	49,149,517	34,046,934	15,103,583	254,754,903
損害保険料	0	0	0	0	0	0	7,080	7,028	32	0	0	0	5,537,994
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,758,200
普及開発関係費	535,172	0	535,172	266,592	0	266,592	910,866	0	910,866	2,441,674	2,036,110	405,564	8,330,182
養成費	234,809	234,809	0	129,639	859,831	0	859,831	926,755	0	926,755	0	0	4,386,607
研究費	1,261,565	0	1,261,565	1,130,174	0	1,130,174	1,452,027	1,452,027	0	1,271,285	0	1,271,285	17,432,609
諸費	2,898,990	492,594	2,406,396	2,353,146	245,854	2,107,292	15,510,724	6,105,208	9,405,516	18,794,440	8,454,150	10,330,290	52,999,755
電氣料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,572,952	1,572,952	0	1,572,952
固定資産税	19,437,695	18,987,452	450,243	9,554,593	9,231,937	322,656	29,258,717	27,836,048	1,422,669	2,264,152	0	2,264,152	97,288,491
雑税	143,044	126,192	16,852	284,367	250,864	33,503	90,932	80,219	10,713	1,923,714	1,697,074	226,640	15,835,686
減価償却費	116,773,341	112,969,395	3,803,946	61,709,158	58,983,151	2,726,007	85,236,478	73,216,866	12,019,622	23,918,589	0	23,918,589	531,957,366
固定資産除却費	26,085,435	25,762,741	302,694	7,487,016	7,270,088	216,918	12,895,567	11,939,122	956,445	1,171,776	0	1,171,776	62,984,905
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,515,885
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	887,662
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,566,375
建設分担関連費振替額(貸方)	-279,513	0	-279,513	-96,738	0	-96,738	-267,298	0	-267,298	-5,154	0	-5,154	-969,330
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-193,424	0	-193,424	-96,353	0	-96,353	-329,208	0	-329,208	-146,581	0	-146,581	-2,274,827
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	83	0	83	29	0	29	79	0	79	1	0	1	288
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	560,777	0	560,777	194,082	0	194,082	536,269	0	536,269	10,338	0	10,338	1,944,730
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	2,891,936	0	2,891,936	1,440,594	0	1,440,594	4,922,088	0	4,922,088	2,191,570	0	2,191,570	34,011,578
電気事業報酬	59,364,500	0	59,364,500	21,623,745	0	21,623,745	60,730,621	0	60,730,621	1,776,333	0	1,776,333	266,624,708
合 計	340,292,233	251,456,222	88,834,011	169,512,481	126,345,665	43,166,816	579,177,043	432,426,655	146,750,388	257,878,846	151,360,021	106,518,825	4,002,108,721

配電費・販売費整理表

	高圧配電費			低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
	高圧配電費	低圧配電費	需要家費			ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	309,876	163,644	218,949	75,075	2,833	391,363	1,161,740		
給料手当	37,925,763	20,028,457	26,251,570	8,893,373	335,602	46,360,544	139,795,309		
給料手当振替額(貸方)	-333,889	-176,325	-231,111	-78,294	-2,955	-408,147	-1,230,721		
退職給与金	5,354,995	2,827,901	3,702,251	1,253,357	47,297	6,533,664	19,719,365		
厚生費	7,828,264	4,134,077	5,418,644	1,835,711	69,273	9,569,434	28,855,403		
委託検針費	0	0	18,890,719	0	0	0	18,890,719		
委託基金費	0	0	9,235,397	0	0	0	9,235,397		
雑給	315,067	166,386	217,716	73,682	2,780	384,097	1,159,728		
燃料費	0	0	0	0	0	0	0		
使用済燃料再処理等諸電費	0	0	0	0	0	0	0		
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0		
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0		
消耗品費	1,322,551	698,435	1,236,532	483,778	18,256	2,521,900	6,281,452		
修繕費	67,614,924	35,707,194	82,286,181	679,120	19,805	2,905,922	189,213,146		
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0		
補償費	132,787	70,125	0	0	0	0	202,912		
賃借料	28,680,078	15,145,845	5,239,556	3,162,413	123,290	7,813,216	60,164,398		
託送料	0	0	0	0	0	0	0		
事業者間請算費	0	0	0	0	0	0	0		
委託費	20,204,547	10,669,947	28,231,604	6,715,256	195,360	27,673,730	93,690,444		
損害保険料	4,620	2,440	0	0	0	0	7,060		
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0		
普及関係諸電費	509,808	269,227	131,831	0	0	2,441,674	3,352,540		
養成費	481,243	254,143	287,697	299,924	3,332	460,247	1,786,586		
研究費	812,892	429,180	271,043	1,031,066	7,676	171,655	2,723,312		
諸費	8,681,276	4,584,560	6,533,123	2,319,146	87,516	12,089,553	34,295,164		
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	1,572,952	1,572,952		
固定資産税	18,874,053	9,967,318	800,116	762,670	22,241	1,096,471	31,522,869		
雑税	50,894	26,877	452,319	237,504	8,962	1,238,090	2,014,646		
減価償却費	54,983,879	29,036,786	4,449,702	11,097,374	323,625	9,263,701	109,155,067		
固定資産除却費	8,318,602	4,393,023	441,275	172,273	5,024	737,146	14,067,343		
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0		
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0		
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0		
建設分担関連諸電費(貸方)	-174,922	-92,376	-1,177	-636	-24	-3,317	-272,452		
附帯事業営業費用分担関連諸電費(貸方)	-215,437	-113,771	-33,462	-18,097	-683	-94,339	-475,789		
開発費	0	0	0	0	0	0	0		
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0		
株式交付費	51	27	1	0	0	1	80		
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0		
社債発行費	345,934	182,686	10,009	1,277	48	6,653	546,607		
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0		
法人税等	3,175,113	1,676,766	570,514	270,574	10,210	1,410,481	7,113,658		
電気事業報酬	39,175,775	20,688,584	1,030,653	1,106,718	41,763	463,461	62,506,954		
合計	304,378,444	160,741,146	195,641,652	40,373,264	1,321,231	134,600,152	837,055,889		

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)

第1表

送電・高圧配電関連費用細表(1)

	水力発電費のうちの アンシラリーサービス費			火力発電費のうちの アンシラリーサービス費			総送電費			受電用変電サービス費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
役員給与	3,519	3,519	0	13,621	13,621	0	141,651	141,651	0	81,644	81,644	0
給料手当	416,785	416,785	0	1,622,180	1,622,180	0	14,794,250	14,794,250	0	10,062,919	10,062,919	0
給料手当振替額(貸方)	-3,669	-3,669	0	-14,281	-14,281	0	-130,244	-130,244	0	-88,591	-88,591	0
退職給付金	58,698	58,698	0	225,240	225,240	0	2,096,116	2,096,116	0	1,422,700	1,422,700	0
厚生費	86,036	86,036	0	334,838	334,838	0	3,054,299	3,054,299	0	2,077,482	2,077,482	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	3,426	3,426	0	13,236	13,236	0	121,212	121,212	0	82,367	82,367	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	9,392	9,392	0	145,064	145,064	0	699,380	699,380	349,690	509,377	254,689	254,689
修繕費	921,322	921,322	0	8,074,467	8,074,467	0	41,336,543	41,336,543	0	15,038,803	15,038,803	0
水圧使用料	228,512	228,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抽費	21,477	21,477	0	238,150	238,150	0	2,831,197	2,831,197	0	0	0	0
賃借料	56,411	56,411	0	385,395	385,395	0	8,630,566	8,630,566	0	2,393,645	2,393,645	0
託送料	0	0	0	0	0	0	7,891,565	7,891,565	210,779	0	0	0
事業管理経費	0	0	0	0	0	0	2,780,714	2,780,714	2,780,714	0	0	0
委託費	659,559	659,559	0	2,099,949	2,099,949	0	26,150,574	26,150,574	0	12,451,587	12,451,587	0
損保除料	320	320	0	86,331	86,331	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及助成関係費	11,938	11,938	0	164,343	164,343	0	535,172	535,172	0	175,467	175,467	0
養成費	4,579	4,579	0	27,593	27,593	0	234,809	234,809	0	85,326	85,326	0
研究費	18,120	18,120	0	239,005	239,005	0	1,261,565	1,261,565	0	743,862	743,862	0
諸費	92,434	92,434	0	346,302	346,302	0	2,898,990	2,898,990	0	1,548,803	1,548,803	0
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	594,137	594,137	0	618,086	618,086	0	19,437,695	19,437,695	0	6,288,680	6,288,680	0
雑税	25,186	25,186	0	25,900	25,900	0	143,044	143,044	0	187,166	187,166	0
減価償却費	2,768,891	2,768,891	0	3,945,196	3,945,196	0	116,773,341	116,773,341	0	40,615,980	40,615,980	0
固定資産除却費	163,319	163,319	0	230,439	230,439	0	26,065,435	26,065,435	0	4,927,834	4,927,834	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	33,046	33,046	0	8,674	8,674	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費分担額(貸方)	0	0	0	-92,733	-92,733	0	0	0	0	0	0	0
地帯間輸送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設分回連運賃償還額(貸方)	-5,736	-5,736	0	-4,900	-4,900	0	-279,513	-279,513	0	-63,671	-63,671	0
附帯事業営業費用分担額(貸方)	-4,315	-4,315	0	-59,397	-59,397	0	-193,424	-193,424	0	-63,418	-63,418	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	2	2	0	1	1	0	83	83	0	19	19	0
株式交付償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	11,509	11,509	0	9,830	9,830	0	560,777	560,777	0	127,742	127,742	0
社債発行償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	64,512	64,512	0	888,066	888,066	0	2,891,936	2,891,936	0	948,176	948,176	0
電気事業報酬	1,337,582	1,337,582	0	2,080,170	2,080,170	0	59,364,500	59,364,500	0	14,232,403	14,232,403	0
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	-3,112,873	-2,152,898	-989,975	0	0	0
合計	7,576,992	7,576,992	0	21,630,765	21,630,765	0	338,817,075	336,435,867	2,381,208	113,786,302	113,531,614	254,689

(記号注)

様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電関連費用明細表(2)

(単位:千円)

	配電用変電サービス費				高圧配電費				ネットワーク給電費				計				需要家費	合計
	計		可変		計		可変		計		可変		計		可変			
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	42,401	0	309,876	0	309,876	0	75,075	0	667,787	0	218,949	0	886,736					
給料手当	5,225,996	0	37,925,763	0	37,925,763	0	8,893,373	0	78,941,266	0	26,251,570	0	105,192,836					
給料手当控除額(貸方)	-46,008	0	-333,889	0	-333,889	0	-78,294	0	-694,976	0	-231,111	0	-926,087					
退職給付金	738,854	0	5,354,895	0	5,354,895	0	1,253,357	0	11,149,860	0	3,702,251	0	14,852,111					
厚生費	1,078,903	0	7,828,264	0	7,828,264	0	1,835,711	0	16,295,533	0	5,418,644	0	21,714,177					
委託採針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,890,719	0	18,890,719					
委託監査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,235,397	0	9,235,397					
雑給	42,776	0	315,067	0	315,067	0	73,682	0	651,766	0	217,716	0	869,482					
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
消耗品費	264,536	132,268	1,322,551	661,275	483,778	241,889	483,778	241,889	3,434,078	1,639,810	1,236,532	0	4,670,610					
修繕費	6,115,883	0	67,614,924	0	67,614,924	0	679,120	0	139,781,062	0	82,286,181	0	222,067,243					
水電使用料	0	0	132,787	0	132,787	0	0	0	228,512	0	0	0	228,512					
抽費費	0	0	0	0	0	0	0	0	3,223,611	0	0	0	3,223,611					
賃借料	973,432	0	28,680,078	0	28,680,078	0	3,162,413	0	44,461,940	0	5,239,556	0	49,701,496					
託送料	0	0	0	0	0	0	0	0	7,891,565	210,779	0	0	7,891,565					
事業用経費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780,714	0	0	0	2,780,714					
委託費	5,063,731	0	20,204,547	0	20,204,547	0	6,715,256	0	73,345,203	0	28,231,604	0	101,576,807					
損害保険料	0	0	4,620	0	4,620	0	0	0	91,271	0	0	0	91,271					
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
普及助成関係費	91,125	0	509,808	0	509,808	0	0	0	1,487,853	0	131,831	0	1,619,684					
研究費	44,313	0	441,243	0	441,243	0	299,924	0	1,177,787	0	287,697	0	1,465,484					
研究費	386,312	0	812,692	0	812,692	0	1,031,066	0	4,492,622	0	4,763,665	0	4,763,665					
雑費	804,343	0	8,681,276	0	8,681,276	0	2,319,146	0	16,691,294	0	6,533,123	0	23,224,417					
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
固定資産税	3,265,913	0	18,874,053	0	18,874,053	0	762,670	0	49,841,234	0	800,116	0	50,641,350					
雑税	97,201	0	50,894	0	50,894	0	237,504	0	766,895	0	452,319	0	1,219,214					
減価償却費	21,093,178	0	54,983,879	0	54,983,879	0	11,097,374	0	251,277,899	0	4,449,702	0	255,727,541					
固定資産除却費	2,559,182	0	8,318,602	0	8,318,602	0	172,273	0	42,437,084	0	441,275	0	42,878,359					
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	41,720	0	0	0	41,720					
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	-92,733	0	0	0	-92,733					
他社間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
他社間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,637,715	0	-1,177	0	1,637,715					
建設分相連運用費(貸方)	-33,067	0	-174,922	0	-174,922	0	-636	0	-562,445	0	-587,023	0	-1,177					
附帯事業営業費用分担額(貸方)	-32,935	0	-215,437	0	-215,437	0	-18,097	0	-587,023	0	-33,462	0	-620,485					
閉発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
閉発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
株式交付費	10	0	51	0	51	0	0	0	166	0	1	0	167					
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
社債発行費	66,340	0	345,934	0	345,934	0	1,277	0	1,123,409	0	10,009	0	1,133,418					
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
法人税等	492,418	0	3,175,113	0	3,175,113	0	270,574	0	8,730,795	0	570,514	0	9,301,309					
電気事業報酬	7,391,342	0	39,175,775	0	39,175,775	0	1,106,718	0	124,688,490	0	1,030,653	0	125,719,143					
他社間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	-3,112,873	0	-959,975	0	-3,112,873					
他社間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	882,289,021	241,889	195,641,652	0	1,077,930,673					
合計	55,726,179	132,268	304,378,444	661,275	40,373,264	40,373,264	40,373,264	40,373,264	878,617,693	3,671,328	3,671,328	3,671,328	1,077,930,673					

送電・高圧配電非開連費用細表(1)

	水力発電のうちの 総非アンソラリーサービス費			火力発電のうちの 総非アンソラリーサービス費			総原子力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	75,400	75,400	0	216,460	216,460	0	241,818	241,818	0	12,546	12,546	0
給料手当	8,930,894	8,930,894	0	25,778,577	25,519,760	258,817	29,304,100	29,304,100	0	1,616,204	1,616,204	0
給料手当振替額(貸方)	-78,625	-78,625	0	-226,948	-224,669	-2,279	-257,985	-257,985	0	-14,229	-14,229	0
退職給付金	1,257,763	1,257,763	0	3,579,354	3,543,417	35,937	4,105,794	4,105,794	0	225,186	225,186	0
厚生費	1,843,594	1,843,594	0	5,321,010	5,267,587	53,423	6,048,637	6,048,637	0	333,588	333,588	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	73,417	73,417	0	210,322	208,220	2,112	241,752	241,752	0	13,277	13,277	0
燃料費	0	0	0	1,375,608,118	1,375,608,118	0	1,375,608,118	1,375,608,118	0	61,099,758	61,099,758	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,495,195	32,495,195	0
燃費物燃費	0	0	0	20,769,327	20,769,327	0	13,626,547	13,626,547	0	312,681	312,681	0
特定放射線廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	11,522,709	11,522,709	0	2,545,167	2,545,166	0
消耗品費	411,882	201,245	210,637	4,755,598	2,282,122	2,473,476	5,090,333	2,545,167	2,545,166	138,653	69,327	69,326
修繕費	19,742,134	19,742,134	0	128,313,950	127,025,678	1,288,272	162,182,286	162,182,286	0	11,388,275	11,388,275	0
水利用料	4,896,571	4,896,571	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	460,203	460,203	0	3,784,514	3,746,517	37,997	5,820,948	5,820,948	0	2,752	2,752	0
賃借料	1,208,774	1,208,774	0	5,806,612	5,748,314	58,298	8,292,948	8,292,948	0	299,621	299,621	0
貯送料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用積立費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	14,133,075	14,133,075	0	33,370,958	33,035,914	335,044	65,833,230	65,833,230	0	1,301,796	1,301,796	0
損害保険料	6,866	6,866	0	1,371,912	1,358,138	13,774	4,056,015	4,056,015	0	9,490	9,490	0
原子力発電設備支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	50,758,200	50,758,200	0	0	0	0
普及財団納付金	255,818	255,818	0	2,611,620	2,585,399	26,221	1,075,021	1,075,021	0	57,138	57,138	0
雑成費	98,111	98,111	0	438,493	434,091	4,402	1,651,139	1,651,139	0	15,658	15,658	0
研究費	388,271	388,271	0	3,798,105	3,759,972	38,133	7,360,216	7,360,216	0	513,841	513,841	0
雑費	1,990,669	1,990,669	0	5,503,202	5,447,950	55,252	5,287,275	5,287,275	0	242,553	242,553	0
電気料賃割掛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,731,211	12,731,211	0	9,822,210	9,723,595	98,615	12,178,449	12,178,449	0	829,241	829,241	0
雑税	539,677	539,677	0	411,585	407,453	4,132	12,488,693	12,488,693	0	2,598	2,598	0
減価償却費	59,406,228	59,406,228	0	63,183,002	62,601,687	581,315	106,765,847	106,765,847	0	8,250,636	8,250,636	0
固定資産除却費	3,499,611	3,499,611	0	3,661,977	3,625,211	36,766	7,339,312	7,339,312	0	470,453	470,453	0
共有設備費等分担額	708,104	708,104	0	137,838	136,454	1,384	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	-1,473,642	-1,458,947	-14,795	0	0	0	0	0	0
地権者購入送電費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地権者購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(過去の使用済燃料に係る費用及び地理工本特種法交付金相当額を除く。)	41,910,205	27,056,982	14,853,223	311,369,471	89,841,427	221,528,044	0	0	0	49,960,706	49,960,706	0
使社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	11,613	11,613	0	520,563	520,563	0	0	0	0	0	0	0
建設分相間損益振替額(貸方)	-122,922	-122,922	0	-77,861	-77,079	-782	-102,735	-102,735	0	-6,473	-6,473	0
附帯事業費用分担損益振替額(貸方)	-92,458	-92,458	0	-943,902	-934,425	-9,477	-388,538	-388,538	0	-20,651	-20,651	0
卸売費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売費割掛	36	36	0	24	24	0	31	31	0	2	2	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費割掛	246,613	246,613	0	156,211	154,643	1,568	206,114	206,114	0	12,987	12,987	0
社債発行費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,382,375	1,382,375	0	14,112,536	13,970,846	141,690	5,809,144	5,809,144	0	308,757	308,757	0
電気事業報酬	28,694,919	28,694,919	0	33,272,880	32,961,323	311,557	56,199,435	56,199,435	0	1,544,523	1,544,523	0
地権者購入送電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	(984,884)	(984,884)	0	(2,241,262)	(2,241,262)	0	(1,440,566)	(1,440,566)	0	(23,370)	(23,370)	0
地権者購入送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-4,600,000	-4,600,000	0
地権者購入送電料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	-20,956,954	-4,038,888	-16,918,066	0	0	0	0	0	0
地権者購入送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	204,600,069	189,536,269	15,063,860	2,034,407,132	427,386,684	1,607,020,448	683,557,367	550,025,163	133,532,204	81,691,397	27,476,344	54,215,053

(記載注意)

- 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は、様式第1注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電非関連費用明細表(2)

	低圧配電費				非ネットワーク線電費				合 計			
	計		可変		計		可変		計		可変	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	163,644	0	163,644	0	2,833	0	2,833	0	712,701	0	712,701	
給料手当	20,028,457	0	20,028,457	0	335,602	0	335,602	0	85,735,634	0	85,735,634	
給料手当振替額(貸方)	-176,325	0	-176,325	0	-2,955	0	-2,955	0	-754,788	0	-754,788	
退職給付金	2,827,901	0	2,827,901	0	47,297	0	47,297	0	12,004,315	0	12,004,315	
厚生費	4,134,077	0	4,134,077	0	69,273	0	69,273	0	17,750,179	0	17,750,179	
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
燃料費	166,386	0	166,386	0	2,780	0	2,780	0	707,944	0	707,944	
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445,380,216	0	1,445,380,216	
使用済燃料再処理等費	0	0	0	0	0	0	0	0	32,495,195	0	32,495,195	
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	34,708,555	0	34,708,555	
特定放射線廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,522,709	0	11,522,709	
消耗品費	688,435	349,217	1,037,652	349,217	18,256	9,128	27,384	9,128	11,113,157	0	29,496,811	
修繕費	35,707,194	0	35,707,194	0	19,805	0	19,805	0	357,353,644	0	357,353,644	
水料	70,125	0	70,125	0	0	0	0	0	4,896,571	0	4,896,571	
雑費	15,145,845	0	15,145,845	0	123,290	0	123,290	0	4,317,594	0	4,317,594	
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	28,405,090	0	28,405,090	
貯蔵料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業用借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託料	10,669,947	0	10,669,947	0	195,360	0	195,360	0	125,504,366	0	125,504,366	
委託料	2,440	0	2,440	0	0	0	0	0	5,446,723	0	5,446,723	
原動力機修繕費	269,227	0	269,227	0	0	0	0	0	50,758,200	0	50,758,200	
普及用修繕費	254,143	0	254,143	0	3,332	0	3,332	0	4,268,824	0	4,268,824	
研究費	429,180	0	429,180	0	7,676	0	7,676	0	2,460,576	0	2,460,576	
研究費	4,584,550	0	4,584,550	0	87,516	0	87,516	0	12,497,288	0	12,497,288	
電気料	9,967,318	0	9,967,318	0	22,241	0	22,241	0	17,695,795	0	17,695,795	
雑税	26,877	0	26,877	0	8,962	0	8,962	0	45,550,670	0	45,550,670	
雑税	29,036,796	0	29,036,796	0	323,625	0	323,625	0	13,478,392	0	13,478,392	
固定資産除却費	4,393,023	0	4,393,023	0	5,024	0	5,024	0	266,966,124	0	266,966,124	
原動力用電機設備	0	0	0	0	0	0	0	0	19,369,400	0	19,369,400	
共有設備等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	15,515,885	0	15,515,885	
共有設備等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	845,942	0	845,942	
地籍測量費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,473,642	0	-1,473,642	
地籍測量費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地籍測量費(過去の使用済燃料に係る費用及び心電工本特許法交付金相当額を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
使社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	-92,376	0	-92,376	0	-24	0	-24	0	403,240,382	0	403,240,382	
建設分担用運賃振替額(貸方)	-113,771	0	-113,771	0	-683	0	-683	0	532,176	0	532,176	
卸売費	0	0	0	0	0	0	0	0	-402,391	0	-402,391	
株式交付費	27	0	27	0	0	0	0	0	-1,550,003	0	-1,550,003	
株式交付費	182,686	0	182,686	0	48	0	48	0	804,659	0	804,659	
社債発行費	1,676,766	0	1,676,766	0	10,210	0	10,210	0	116,898,409	0	116,898,409	
社債発行費	20,688,564	0	20,688,564	0	41,763	0	41,763	0	23,299,788	0	23,299,788	
地籍測量費(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	140,442,104	0	140,442,104	
地籍測量費(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	-4,600,000	0	-4,600,000	
地籍測量費(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	311,557	0	311,557	
地籍測量費(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	-4,038,888	0	-4,038,888	
合計	160,741,146	349,217	161,090,363	349,217	1,321,231	9,128	1,330,359	9,128	1,356,128,432	1,810,189,910	1,357,938,622	

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	延契約電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10^6 kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	2,630	-	2,528	2,335	20,726	7,751	20,474
高圧需要	6,557	127,514	6,517	4,710	31,195	905,131	30,176
低圧需要	7,680	458,400	6,587	7,309	38,309	103,795,498	35,015
合計	16,867	585,914	15,632	14,354	90,230	104,708,380	85,665

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要61,423百万kWh、高圧需要90,529百万kWh、低圧需要105,044百万kWh。

様式第6の2（第9条の2第3項関係）

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	9,052	8,911	6,960	51,382
低圧需要	7,680	6,587	7,309	38,309
合計	16,732	15,498	14,269	89,691

様式第6の4（第14条の3、第19条の14関係）
第1表

追加事業報酬総括表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
連系設備特別報酬額 (1)	0	送配電部門電気事業報酬額 142,989,975千円
還元額 (2)	0	
内部留保相当額控除額 (3)	0	
追加事業報酬額 (4)=(1)-(2)-(3)	0	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

送配電部門電気事業報酬額を，備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

	連系設備			関連周辺設備		合計
	名称	区間 又は 所在地	金額	名称	金額	
特定 固定 資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
建設 中の 資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
連系設備特別報酬対象額						0

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項（沖縄電力にあっては、第19条の14第3項）の建設中のものについて記載すること。

様式第7（第17条，第18条関係）

第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
送電・高圧配電関連費	487,177,474	-4,687,770	1,659,204	49,481,095	191,906,701	583,897	680,743,379	45,377,222	726,120,601
送電・高圧配電非関連費	702,583,102	31,960,308	772,340,405	35,337,657	807,678,062		1,474,923,507	67,287,965	1,542,221,472

(記載注意)

固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費，固有可変費及び固有需要家費を，追加の欄には第16条で整理された総追加固定費，総追加可変費及び総追加需要家費を，記載すること。

第2表

原価等集計表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
低圧需要	1,189,760,576	27,272,538	773,999,609	84,818,752	191,906,701	583,897	2,155,666,886	112,675,187	2,268,342,073

(記載注意)

第1表で整理された金額の合計額を記載すること。
注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第 8 (第19条第 6 項関係 , 第19条の21第 6 項関係)

第 1 表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
低圧需要	1,217,033,114	858,818,361	192,490,598	2,268,342,073	105,044	21.59	2,268,338,994

(記載注意)

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。